

障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会
第1回 就業支援担当者研修等のカリキュラム作成に関する作業部会
議事次第

1 日時

令和4年6月26日（月）16：30～18：00

2 場所

厚生労働省仮設第4会議室及びオンライン

3 議題

- (1) 「就業支援担当者研修等のカリキュラム作成に関する作業部会」の開催について
- (2) 作業部会における論点について
- (3) 就業支援担当者等の研修体系の整理及びカリキュラムの検討
- (4) その他

4 資料

- 資料1 「就業支援担当者研修等のカリキュラム作成に関する作業部会」の開催について
資料2 「就業支援担当者研修等のカリキュラム作成に関する作業部会」における論点案
資料3 「就業支援担当者研修等のカリキュラム作成に関する作業部会」第1回 資料
資料4 カリキュラム比較
参考資料1 障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会 開催要綱
参考資料2 障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会 関係資料

「就業支援担当者研修等のカリキュラム作成に関する作業部会」の開催について

1 趣旨・経緯

- 「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会」（以下「検討会」という。）においては、「基礎的研修」の確立を踏まえ、各研修内容の再整理を行うこととされた。
- 障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者育成のための研修については、「障害者の一般就労を支える人材の育成のあり方に関する研究会報告書」（平成 21 年 3 月）におけるモデルカリキュラムに基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施されているところ。
- 当該研修のモデルカリキュラムや運営方法について見直しを行うため、作業部会を設置し、検討を行う。

2 主な論点

- (1) 就業支援担当者等の研修体系の整理
- (2) 就業支援担当者研修等のカリキュラムの検討
- (3) 就業支援担当者研修の具体的な運営方法について

3 参集者

検討会の下に開催されたワーキンググループの構成員のうち座長が指名する者が、中心的な役割を担う者として参画。その他に実務経験に長けた者等に出席を依頼（別紙参照）。

4 その他

令和 5 年 6 月に設置後、令和 5 年度内に必要な議論を行い、令和 5 年度末までにとりまとめを行い、検討会に報告。

就業支援担当者研修等のカリキュラム作成に関する作業部会 参集者

- ・ 荒木 浩 障害者就業・生活支援センター オープナー 主任就業支援担当者
- ・ 市川 浩樹 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
職業リハビリテーション部 次長
- ・ 稲葉 健太郎 NPO法人 全国就労移行支援事業所連絡協議会 副会長
- ・ 北沢 健 リゾートトラスト株式会社 人事企画部 ダイバーシティ推進室
- ・ 藤尾 健二 NPO法人 全国就業支援ネットワーク 代表理事
- ・ 前原 和明 秋田大学教育文化学部 教授（主査）

（五十音順、敬称略）

「就業支援担当者研修等のカリキュラム作成に関する作業部会」
における論点（案）

- 基礎的研修の内容を踏まえ、現行の研修体系をどのように整理するか

- 支援の現状を踏まえ、就業支援担当者研修等のモデルカリキュラムの具体的な内容等（総研修時間、各科目の研修形態・時間）をどのように設定するか

- 基礎的研修と就業支援担当者研修の切れ目ない受講のため、就業支援担当者研修をどのように運営（実施主体やオンラインの導入等）するか

就業支援担当者研修等のカリキュラム作成 に関する作業部会

第 1 回 資料

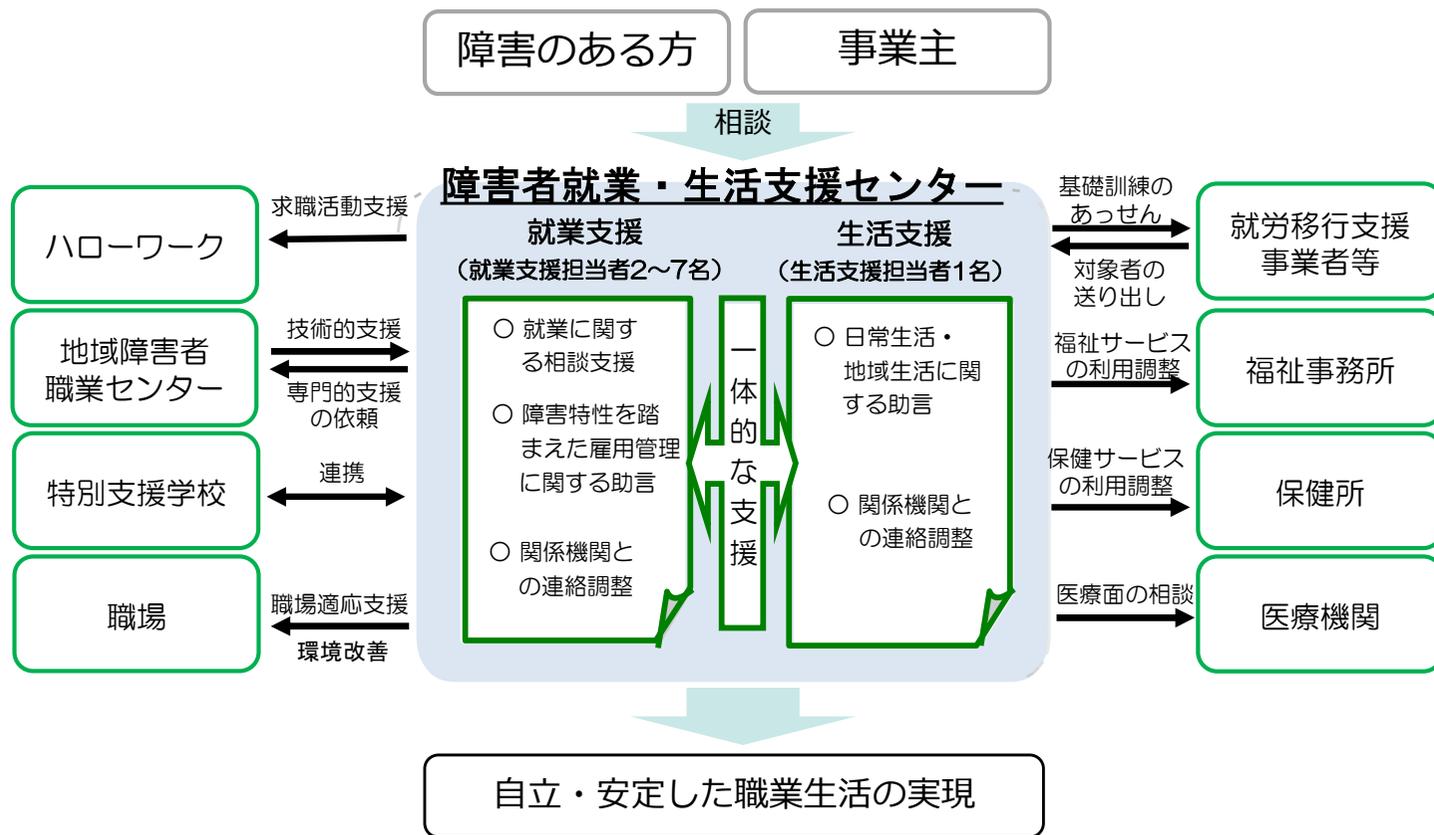
- 障害者就業・生活支援センターの概要



障害者就業・生活支援センターの概要①

障害者の身近な地域において就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」を設置（令和5年4月現在 337センター）

雇用と福祉のネットワーク



業務内容

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害のある方に対し、センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を実施します。

<就業面での支援>

- 就業に関する相談支援
 - ・ 就職に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）
 - ・ 障害者の特性、能力に合った職務の選定
 - ・ 就職活動の支援
 - ・ 職場定着に向けた支援
- 障害のある方それぞれの障害特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言
- 関係機関との連絡調整

<生活面での支援>

- 日常生活・地域生活に関する助言
 - ・ 生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言
 - ・ 住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
- 関係機関との連絡調整

【令和4年度実績】

支援対象障害者数： 218,382人

相談・支援件数： 支援対象障害者 1,305,329件 事業所 472,945件

就職件数（一般事業所）： 15,829件 就職率： 77.0%

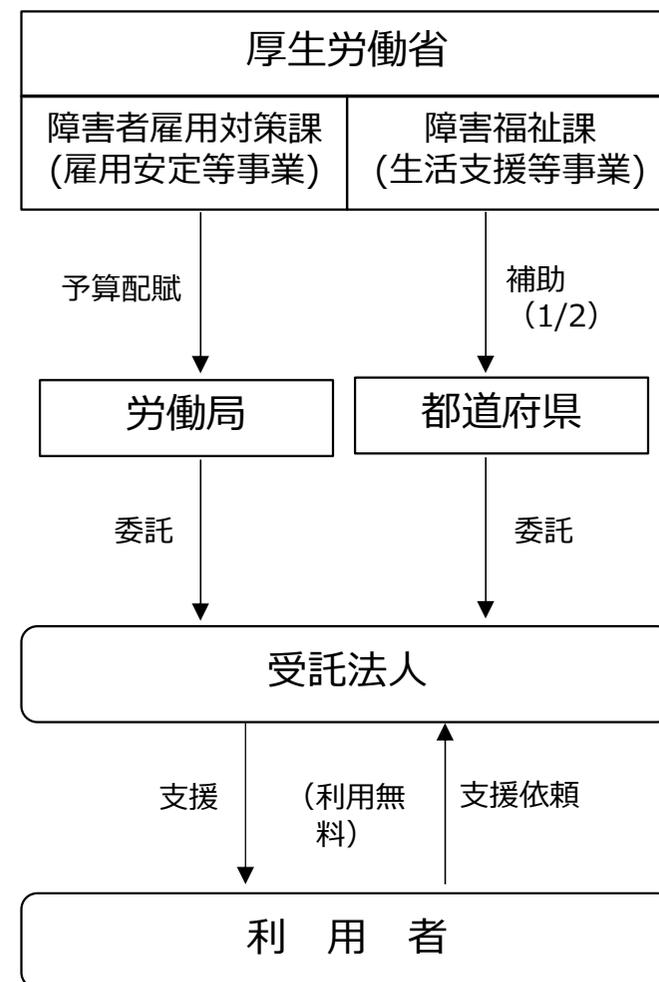
定着率（1年）： 81.0%

障害者就業・生活支援センターの概要②

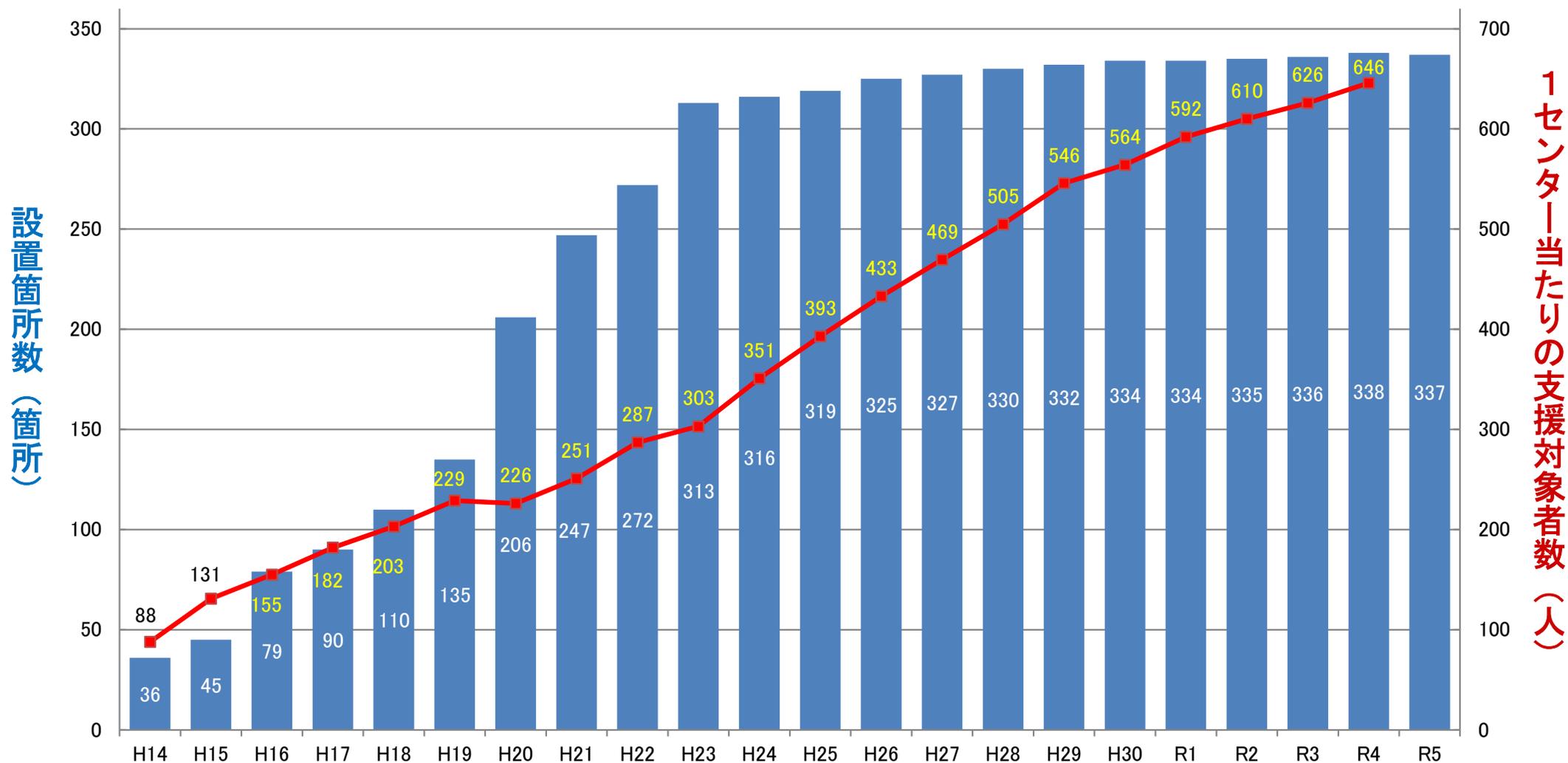
センターの設置状況

設置箇所数	令和5年4月1日現在 337カ所	
運営主体	都道府県知事が指定した法人 社会福祉法人(294)、NPO法人(23)、医療法人(9)、 公益社団法人(1)、一般社団法人(3) 公益財団法人(4)、一般財団法人(3)	
予算措置	就業支援	運営法人に対する委託費【雇用勘定(雇用保険二事業)】
	生活支援	都道府県に対する補助金【一般会計】 (国庫補助1/2 → 残り1/2は都道府県負担)
人員配置	就業支援	<ul style="list-style-type: none"> 主任就業支援担当者(1名)及び就業支援担当者(1~6名)を配置 主任職場定着支援担当者を配置(1名・55センター)
	生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活支援担当者を配置(1名~)
委託要件	(通常センター)	<ul style="list-style-type: none"> 受託期間中の就職者数10人以上 職場実習が過去3カ年で20件以上

【事業スキーム】



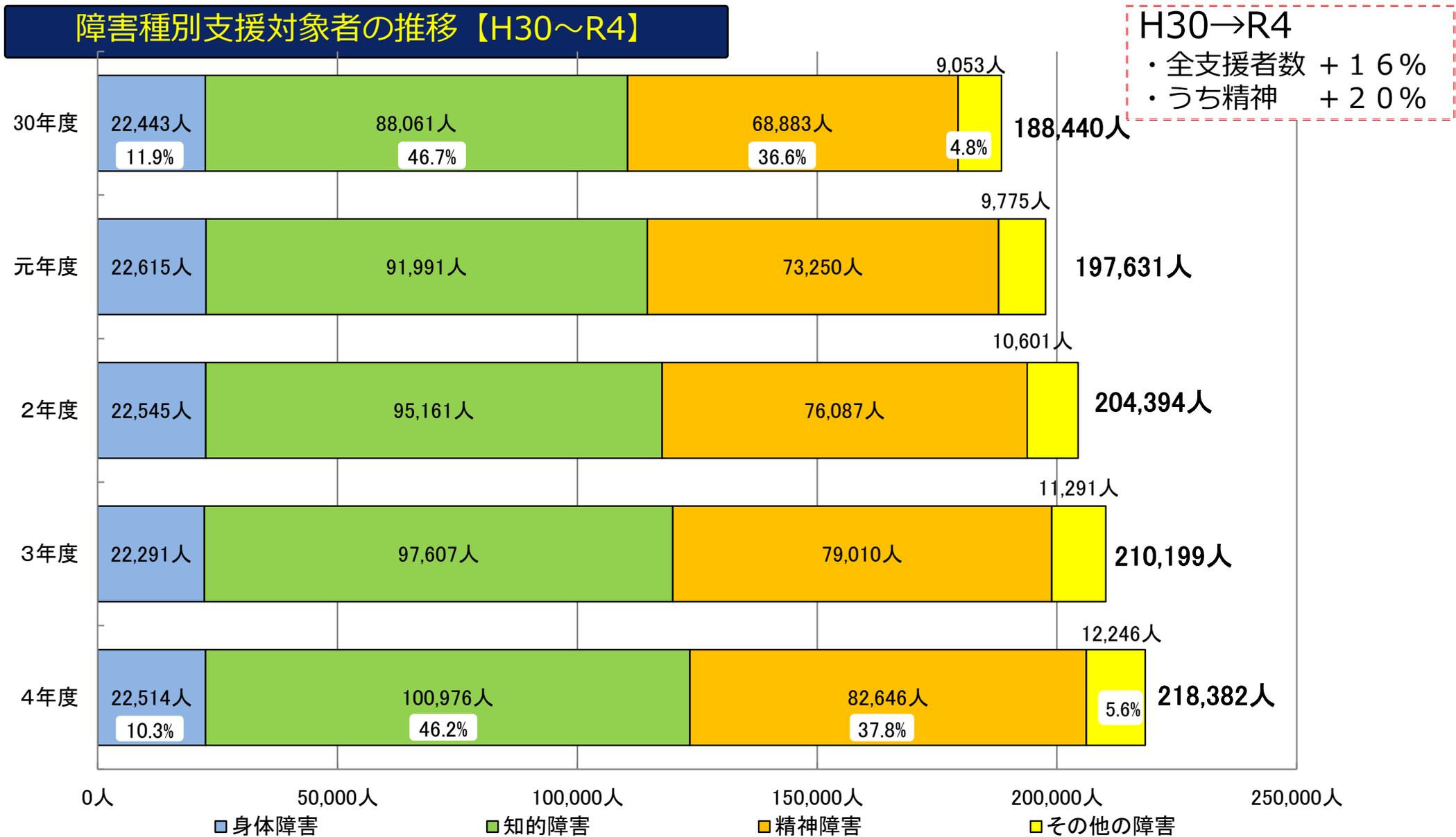
障害者就業・生活支援センターの設置状況



注) 各年度末の数値。ただし、令和5年度の設置箇所数は令和5年4月1日時点の数値。

(「障害者就業・生活支援センター事業実施状況報告(年次報告)」(厚生労働省)による)

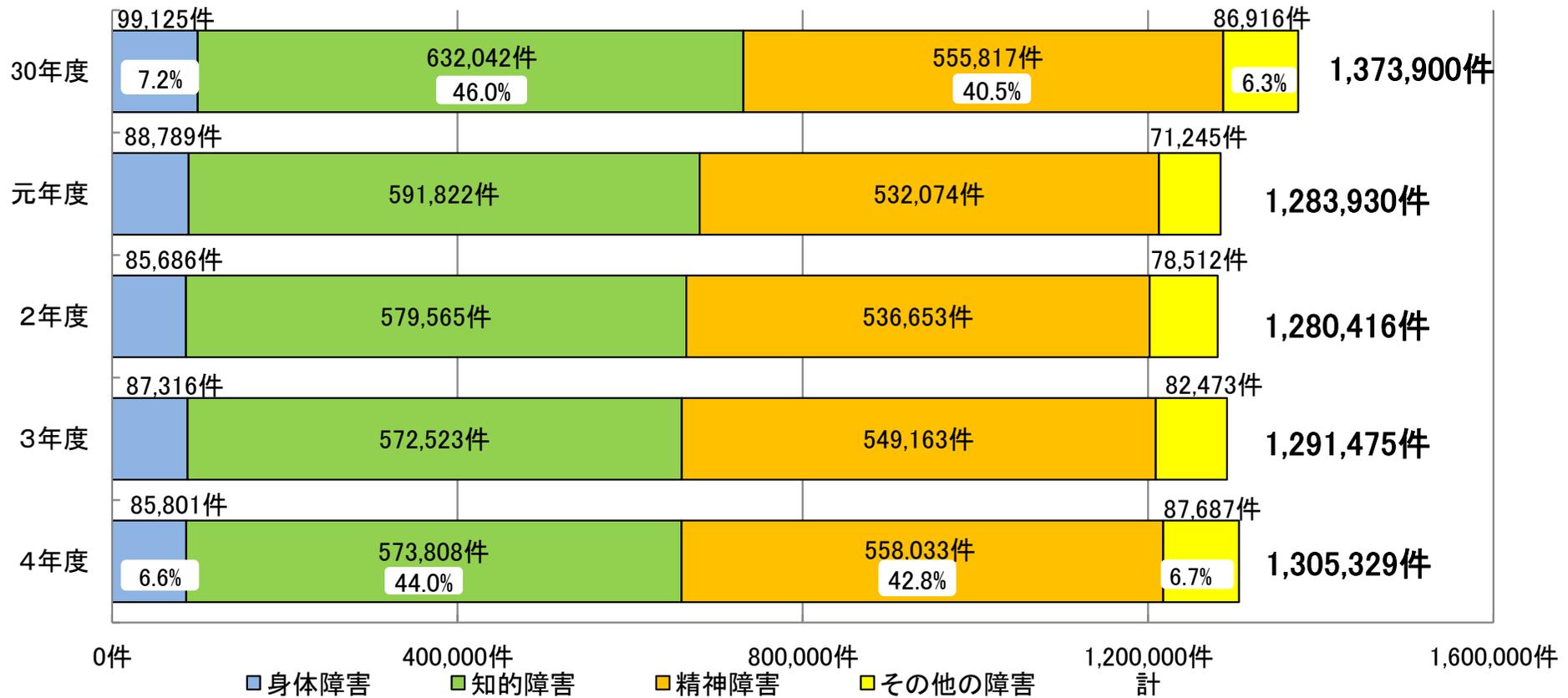
支援対象者の状況



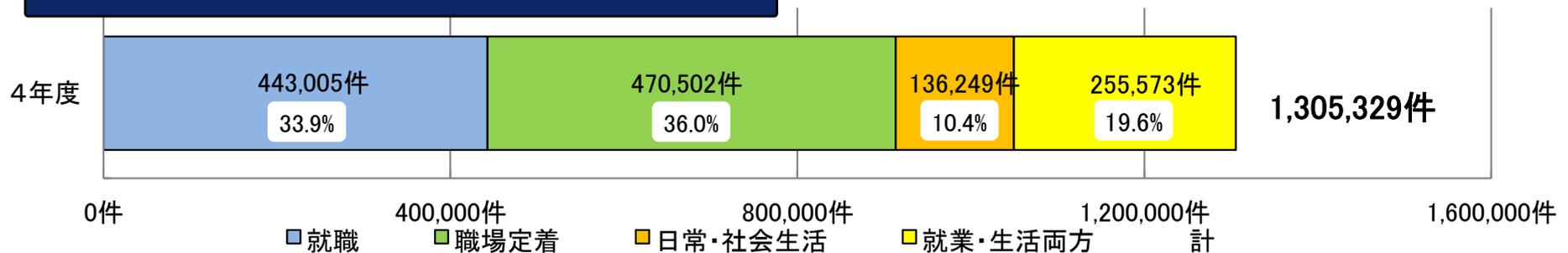
(※) 支援対象者の就業状況については、概ね在職中：求職中=2：1の割合であり、在職中の者の割合が年々増加している。

相談・支援件数（支援対象障害者）

相談・支援件数の推移【H30～R4】

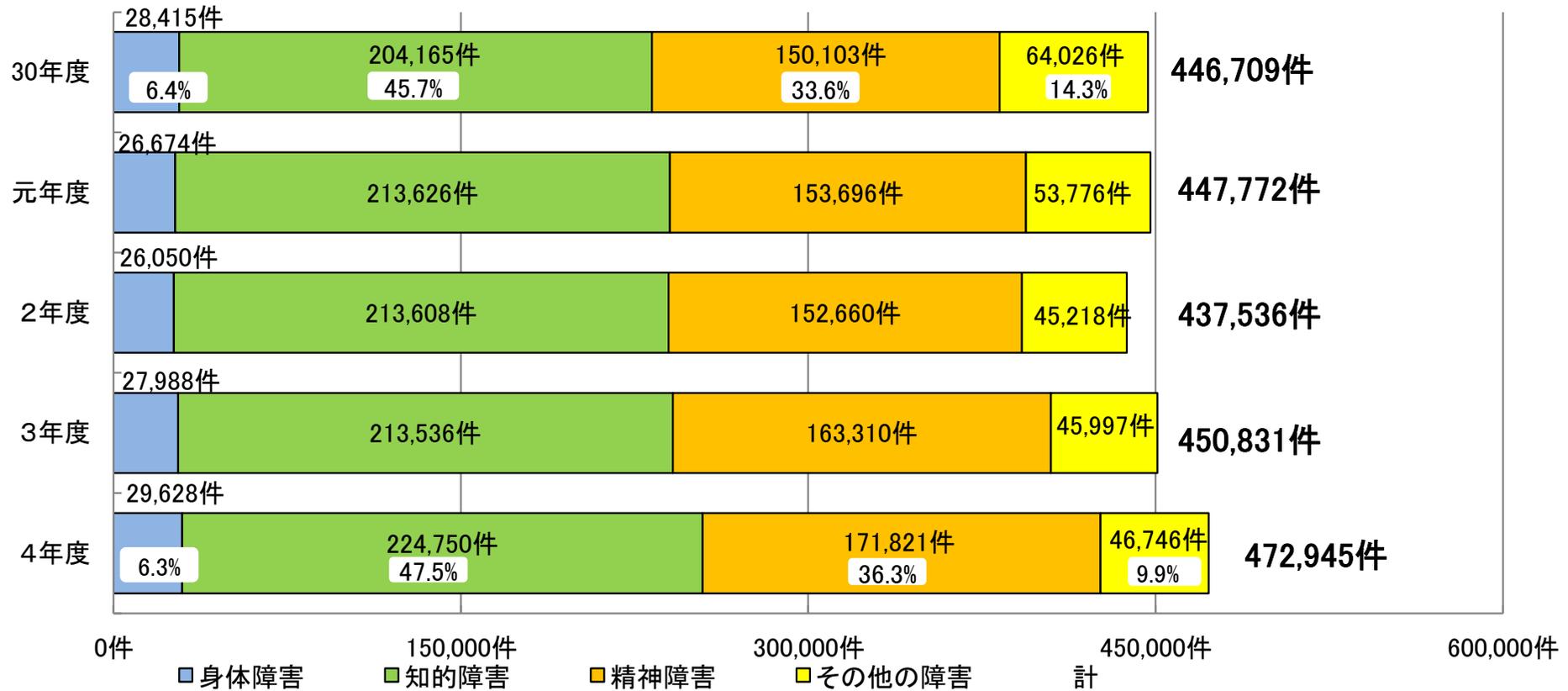


内容別相談・支援件数【R4】

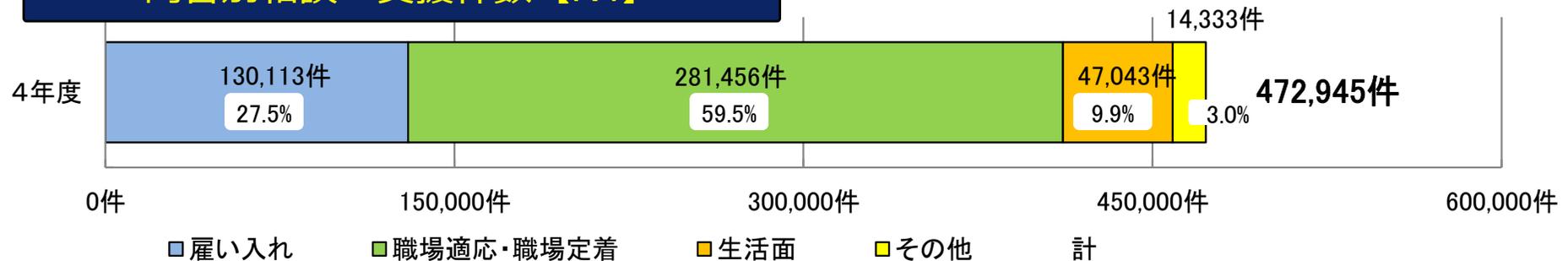


相談・支援件数（事業主）

相談・支援件数の推移【H30～R4】

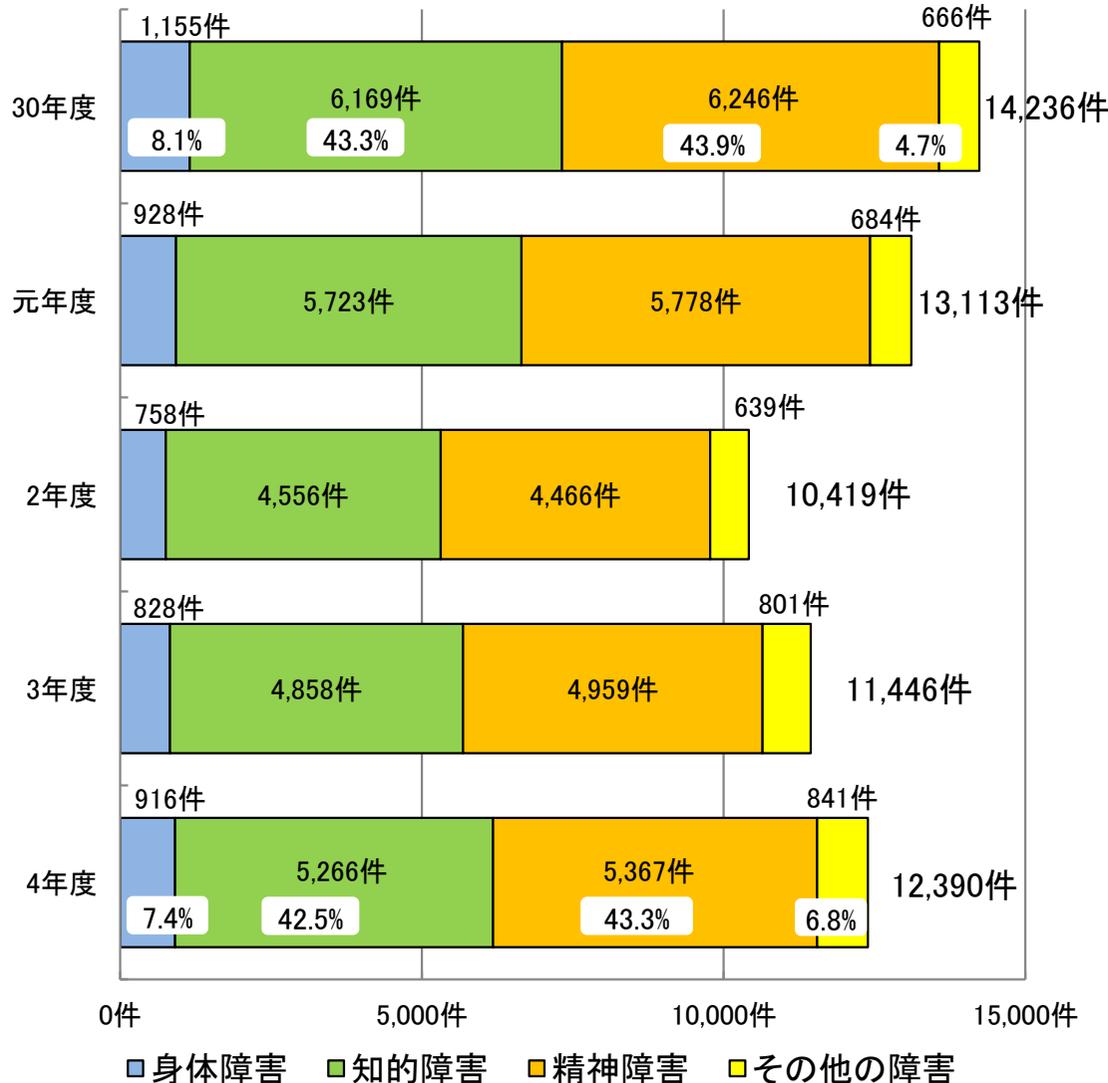


内容別相談・支援件数【R4】

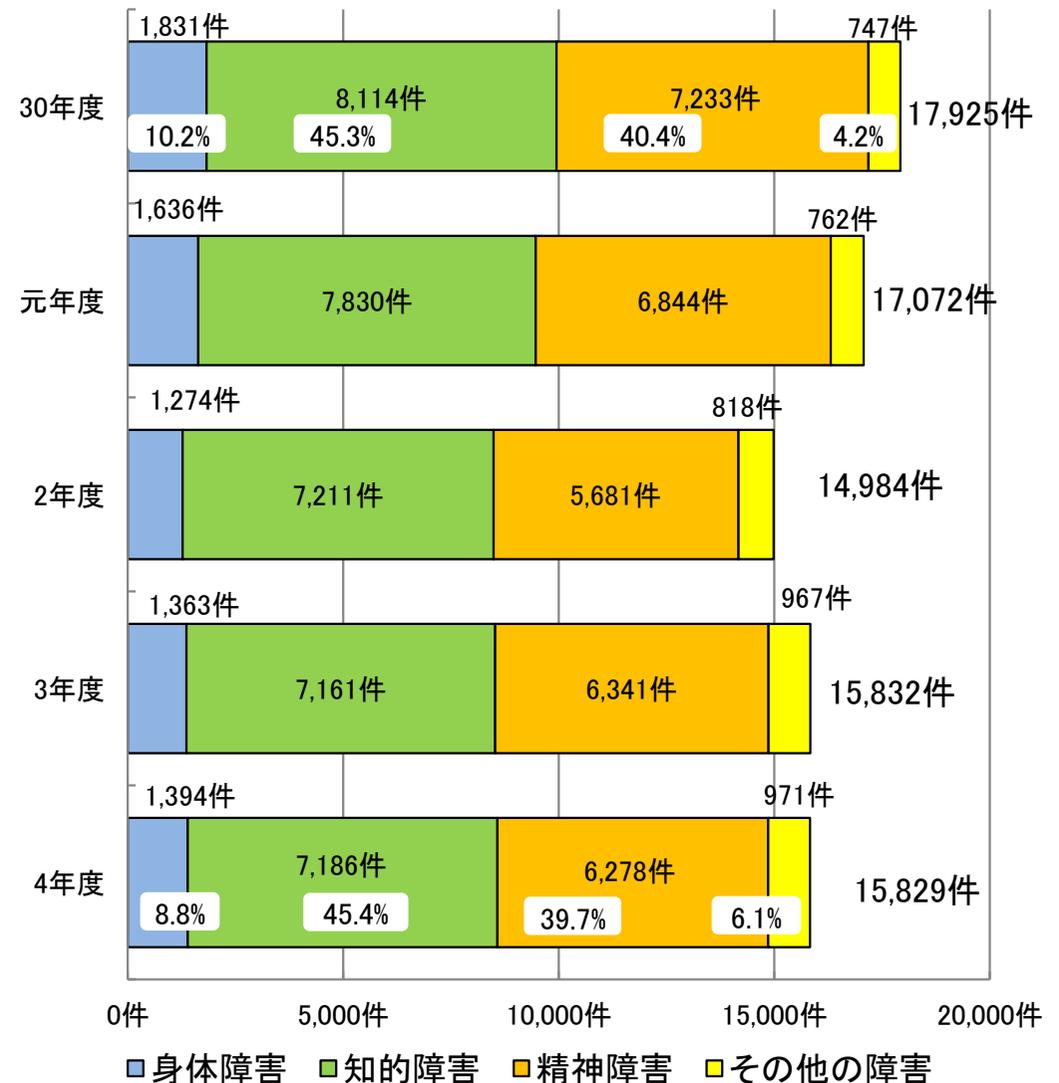


職場実習のあっせん件数及び就職件数（一般事業所）

職場実習のあっせん件数の推移 【H30～R4】

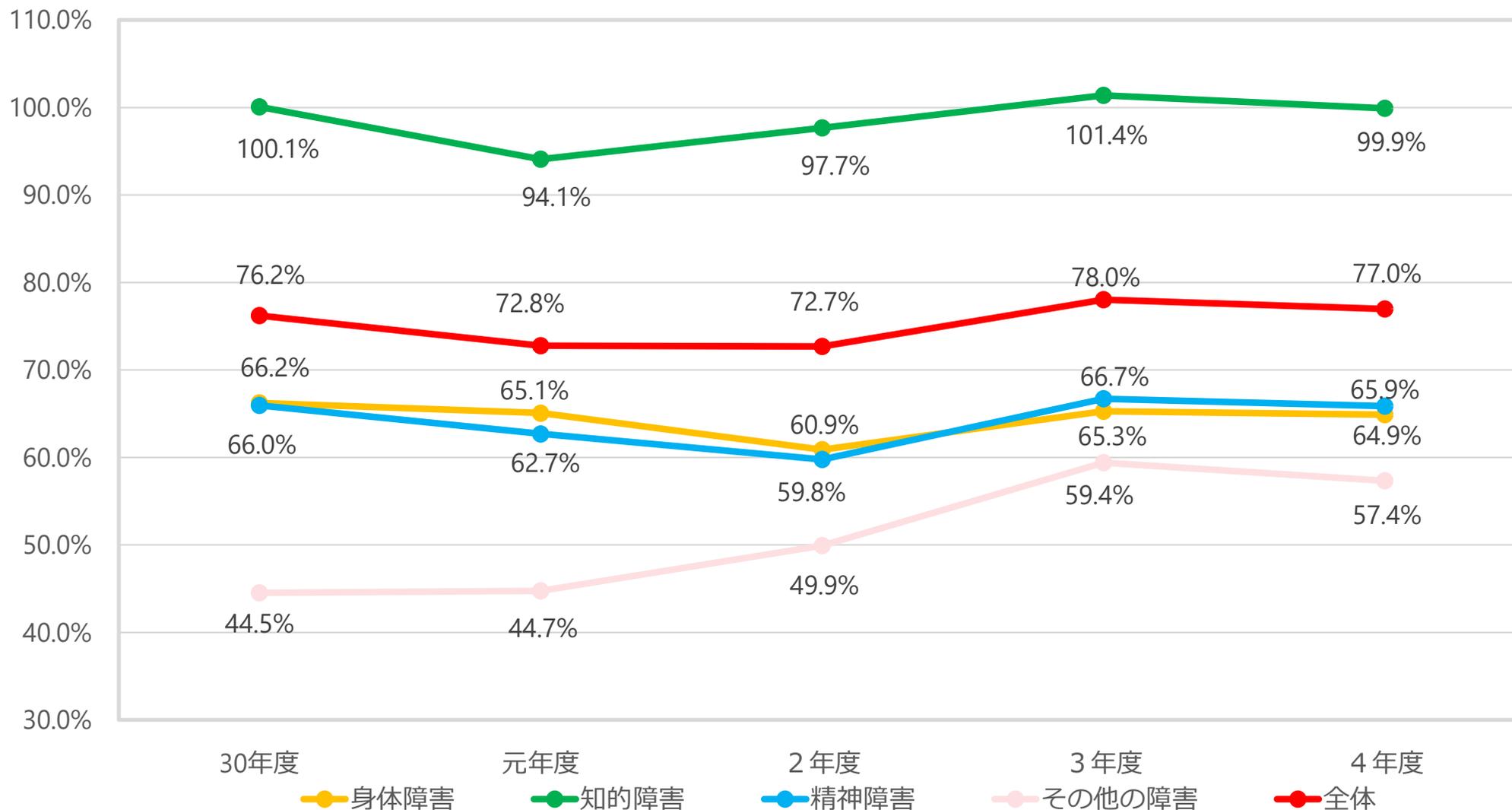


一般事業所への就職件数の推移 【H30～R4】



就職率（一般事業所）

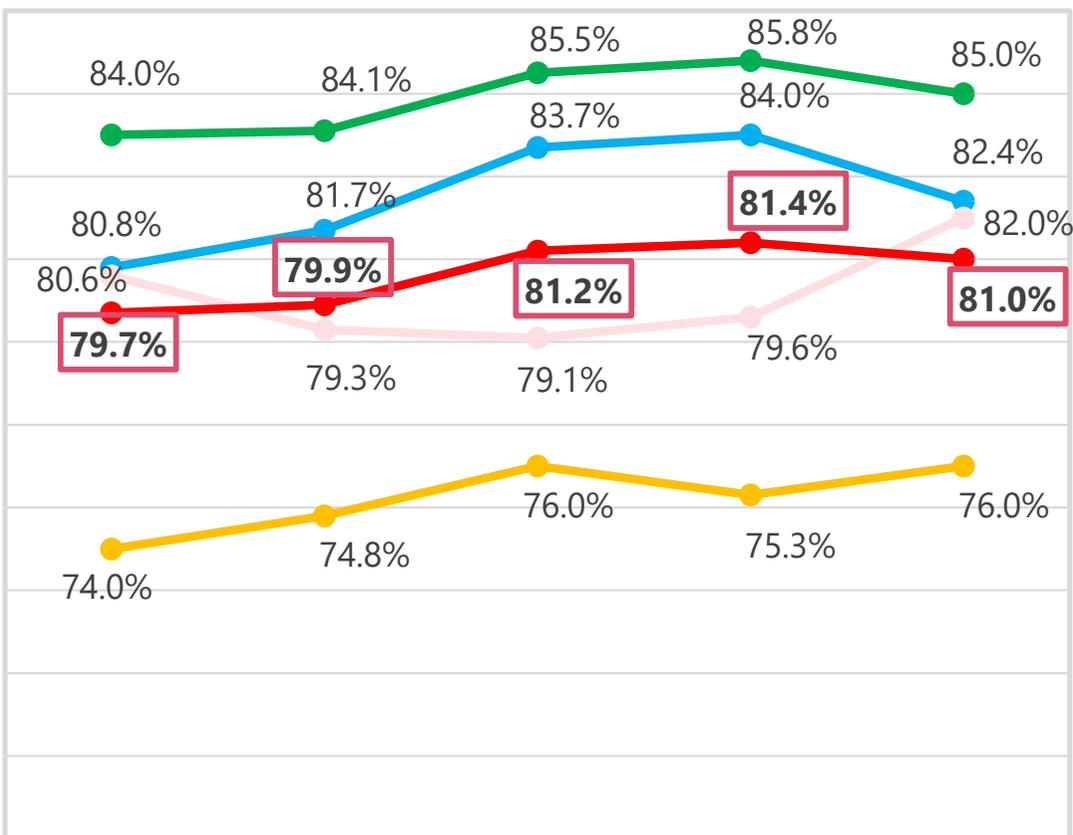
○ 支援対象障害者の就職率について、知的障害が特に高い一方、その他障害は約6割となっており、障害種別により異なっている。



職場定着率（一般事業所 1年以上）

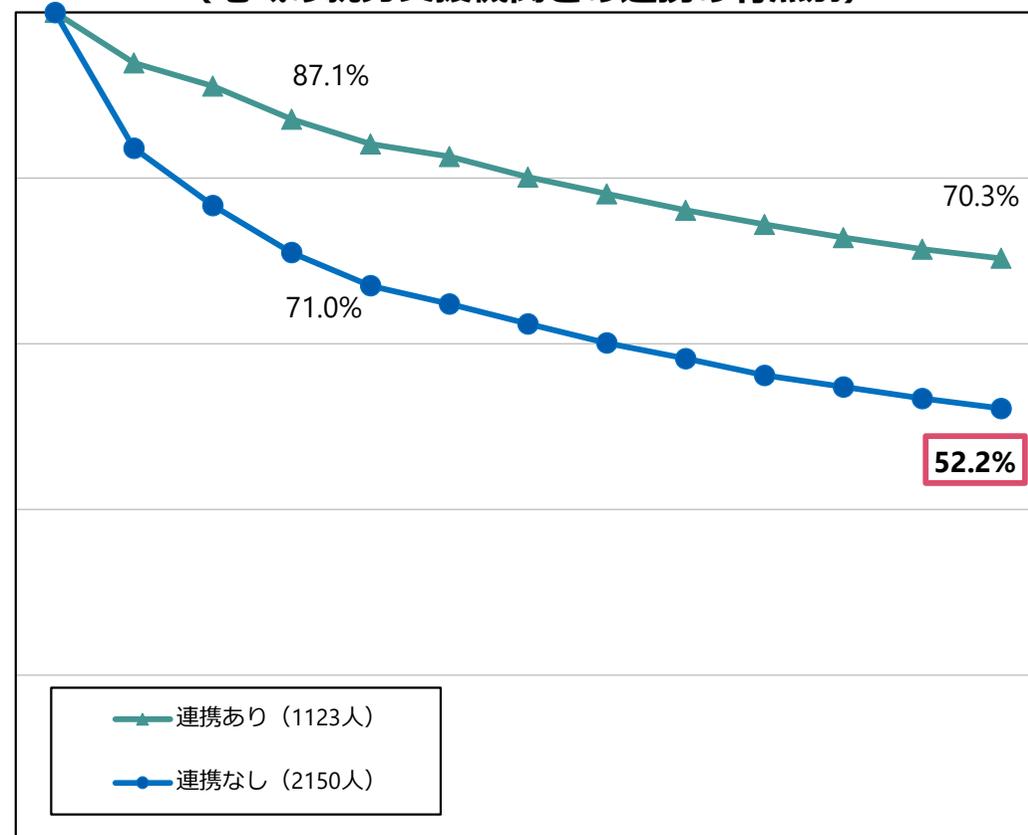
○ 就職1年後の職場定着率について、就労支援機関との連携がない場合は約50%であるが、障害者就業・生活支援センターによる雇入れ前の職場実習から職場定着までの一貫した専門的支援を行うことにより約80%と極めて高い結果となっている。

センターによる支援を行った場合の障害者の職場定着率



30年度 元年度 2年度 3年度 4年度
 ● 身体障害 ● 知的障害 ● 精神障害 ● その他の障害 ● 全体

【参考】障害者の職場定着率 (地域の就労支援機関との連携の有無別)



就職 1か月 2か月 3か月 4か月 5か月 6か月 7か月 8か月 9か月 10か月 11か月 1年

出典：『障害者の就業状況等に関する調査研究』（2017年、JEED）

- 障害者就業・生活支援センターを巡るこれまでの議論

就業支援担当者の役割・必要な能力

- 就業支援担当者は地域の就労支援において幅広い役割を担い、就労支援の全てのプロセスを理解する必要があるとともに、障害者の状況を本人や支援者からの的確に把握し、ハローワークや事業所に対して障害の特性や必要な配慮、不適應の予兆等を分かりやすく伝えることが求められる。また、単独で支援をすることよりも関係機関と連携しながら支援を行うことが求められる。
- 主任就業支援担当者は、障害者の支援ニーズを踏まえて就労支援計画を策定するとともに、支援の進捗状況を把握し就業支援担当者の指導を行う。また、就労支援に必要な機関との関係を構築する役割を担う。一方、就業支援担当者は、主任の指導の下で、関係機関との連絡・調整を行いながらサービスを提供する役割を担うことが求められる。
- 就業支援担当者には地域の障害者の実情や社会資源に精通し、障害者の多様なニーズを的確に捉えてどの機関とどのように連携するのか、どう分担するのか、福祉や雇用に関する正確な知識とアセスメント、コミュニケーション、コーディネート等の実践的なスキルが求められる。さらに、主任就業支援担当者にはこれらに加えて管理者としての役割の理解、地域のケアマネジメントを担うためのスキル、指導力が必要となる。

モデルカリキュラム

- 就業支援担当者のモデルカリキュラムについては、主任就業支援担当者等の上級者の策定する支援計画に基づき就労支援業務を行う現場の第一線で支援を行う担当者としての業務を行うレベル、さらに、支援経験を積んだ後、新たな支援技法や課題解決力等を身につけ、実践力の高い者として育成するレベルを想定している。
- 主任就業支援担当者のモデルカリキュラムについては、センター業務の管理者として、就労支援計画を策定し担当者の行う支援の指導・助言、関係機関との連携体制の構築等を担うことができるレベルを想定している。

地域の就労支援の在り方に関する研究会報告書（第2次）〔平成26年3月〕

特定の障害への対応強化

- 精神障害者の雇用が進んでおり、企業からの支援ニーズも高まっているが、こうした精神障害者の支援を実施するためには、利用者1人1人の状況を的確に把握する必要がある。しかし、障害者就業・生活支援センターの中には、精神障害者に対するノウハウが十分でないセンターも存在するといった状況がある。
- これらを踏まえ、障害者就業・生活支援センターにおける精神障害者の就労支援能力をさらに向上することが重要であり、障害者就業・生活支援センターの職員の研修の充実強化を図ることが必要である。なお、近年、発達障害、高次脳機能障害、難病等により支援を必要とする者が増加していることから、これらの障害についても対応できるよう研修を充実する必要がある。

職場定着支援の強化

- 障害者就業・生活支援センターは自ら定着支援を実施するほか、周囲の利用可能な社会資源と連携を図り、適切な支援機関を紹介するようなコーディネート機能を果たすことも重要である。
- 企業からの支援要請の第一的な相談窓口となり、また必要に応じ関係機関を紹介する機能を果たす機関として、障害者就業・生活支援センターが適切であることを踏まえると、実際に障害者就業・生活支援センターが企業が必要とする支援を把握し、適切な支援を自ら実施する、あるいは必要に応じ関係機関に紹介するといった機能を果たすためには、障害者の職場定着に当たって生じた問題の所在を把握し、必要に応じ自ら支援することもできる経験豊富なジョブコーチを配置することが効果的である。なお、障害者就業・生活支援センターに、障害者の定着支援に関する経験の豊富なジョブコーチが配置されれば、当該障害者就業・生活支援センターの定着支援機能の向上も期待できる。

支援水準の引上げ

- 現行のブロック別経験交流会議に加え、県レベルや地域特性の類似した障害者就業・生活支援センターでの経験交流を実施する等、障害者就業・生活支援センター間の情報共有、ネットワーク形成のための取組を充実させることが必要である。このような取組を通じて、どのように活動することがより効果的であるか等を相互に学ぶことができ、支援水準の底上げが期待できる。

障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会〔令和3年6月〕

障害者の就労支援体系の在り方に関するWG（第3WG）

障害者就業・生活支援センターと地域の関係機関との連携について

- 障害者就業・生活支援センターについては、障害者雇用促進法において「公共職業安定所、地域障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整」を行うことを業務と規定しており、地域における関係機関の連携の拠点、いわゆるハブ機能を持つ機関として位置付けられているものである。
- 中小企業における障害者雇用に取り組んでいく必要がある中で、地域において就業面と生活面の一体的な支援を展開している障害者就業・生活支援センターについては、中小企業をはじめ関係機関からの期待も大きい。
- こうした中で、特に就労支援機関が少ない地域等においては、障害者就業・生活支援センターについて、昨今、支援を直接実施する機関としての支援ニーズが集中する傾向にあるものの、就労支援においては、地域で関係分野を含む複数の関係機関による支援ネットワークを構築した上で支援することが重要である。
- このため、障害者就業・生活支援センターへの支援ニーズについては、地域の支援ネットワークにおいて対応していく方向で改めて整理していく必要がある。そこで、障害者就業・生活支援センターについては、地域の支援ニーズに対し、各支援機関における取組が効果的かつ円滑に実施されるよう、今後、就業支援・生活支援双方における基幹型としての機能も担う地域の拠点として、地域の支援ネットワークの強化、充実を図っていくことも求められるのではないかと。なお、基幹型としての機能として、例えば、生活支援においては、地域の就労定着支援事業所に対して助言するなど、地域の支援機関に対するスーパーバイズ的な役割も必要ではないかとの指摘があった。
- 一方、障害者就業・生活支援センターにおいて、これらの対応に当たっていくためには、地域の支援機関で対応が困難な事例などを中心に、各センターも相当程度の個別支援を実施し、実践力を維持し続けることが重要である。
- ただし、全国の障害者就業・生活支援センターについて、「その支援の質にバラツキがある」との指摘もあることから、地域の拠点としての役割と個別支援の実施機関としての役割とのバランスについては十分留意する必要がある。このため、まずは、両者のバランスをどのように取っていくか等について、各センターの支援実績や地域の実情等に応じて、個々に検討していくことが必要ではないか。
- また、障害者就業・生活支援センターと地域障害者職業センターとの関係について、障害者就業・生活支援センターが持つ連携拠点としての機能と地域障害者職業センターが持つ高い専門性とを相互補完的に持ち寄るなどの連携を図ることで、地域の支援ネットワークの強化、充実が更に進むと考えられることから、そのような連携についても進めていくことが求められる。

今後の障害者雇用施策の充実強化について〔令和4年6月〕

労働政策審議会障害者雇用分科会 意見書

地域の就労支援機関の役割分担

- 障害者就業・生活支援センターは、地域の実情に応じて、地域の支援機関に対するスーパーバイズ（個別の支援事例に対する専門的見地からの助言及びそれを通じた支援の質の向上に係る援助）や困難事例に対応するという基幹型の機能を果たす機関として位置付け直し、地域障害者職業センターとの連携を強化する。

長期継続雇用の評価

- 企業からは中高年齢者である障害者を継続して雇用する中で生じる課題について相談できる窓口を求める声もあることから、障害者就業・生活支援センターについて、関係機関との連携を強化し、地域の実情や個々の事業主の状況に応じて中高年齢者である障害者を継続して雇用するための課題に関する相談機能を強化することが適当である。

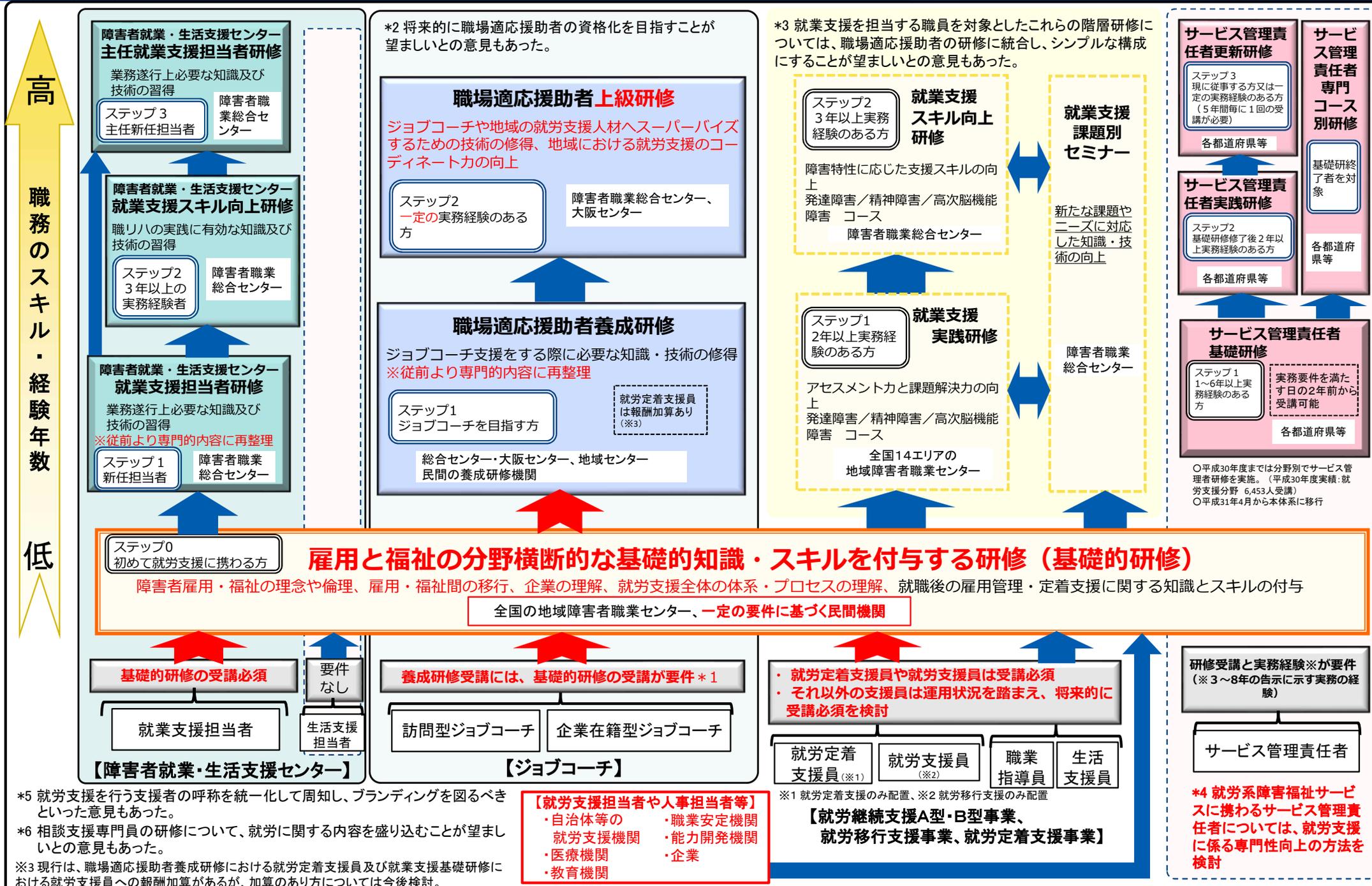
カリキュラムに盛り込むべき内容

- 職場適応援助者養成研修及び障害者就業・生活支援センター就業支援担当者研修（以下「就業支援担当者研修」という。）の内容との関係について、現行のこれらの研修の内容のうち、共通する基礎的な内容については新たに構築する基礎的研修に含めるものとし、職場適応援助者養成研修及び就業支援担当者研修については、それぞれの機関の役割に応じた内容及びより高度な内容とすべきである。

受講を必須とする者の要件

- 今後地域の基幹的役割を担うことが求められている障害者就業・生活支援センターの担当者については、本事業（就業支援部分）が国の委託事業であることも鑑み、可能な限り就任した初年度に基礎的研修を受講できるように優先すべきである。

今後の専門人材の研修体系イメージ図



*5 就労支援を行う支援者の呼称を統一化して周知し、ブランディングを図るべきといった意見もあった。
 *6 相談支援専門員の研修について、就労に関する内容を盛り込むことが望ましいとの意見もあった。
 ※3 現行は、職場適応援助者養成研修における就労定着支援員及び就業支援基礎研修における就労支援員への報酬加算があるが、加算のあり方については今後検討。

【就労支援担当者や人事担当者等】
 ・自治体等の就労支援機関
 ・医療機関
 ・教育機関
 ・職業安定機関
 ・能力開発機関
 ・企業

※1 就労定着支援のみ配置、※2 就労移行支援のみ配置
【就労継続支援A型・B型事業、就労移行支援事業、就労定着支援事業】

*4 就労系障害福祉サービスに携わるサービス管理責任者については、就労支援に係る専門性向上の方法を検討

*1 企業の障害者雇用の担当者が企業在籍型ジョブコーチ養成研修を受講する際の要件としては、基礎的研修または障害者職業生活相談員資格認定講習のいずれかを受講していること。

※図内の赤字部分が、今後、新規・拡充を検討する部分となる。

- 就業支援担当者研修等の概要



就業支援担当者研修等の概要

就業支援担当者研修等は「障害者の一般就労を支える人材の育成のあり方に関する研究会報告書」（平成21年3月）におけるモデルカリキュラムに基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施。

〔就業支援担当者研修の概要〕

〔モデルカリキュラム〕

対象者	新任の就業支援担当者
研修時間	20時間程度
受講者数	50人程度
研修のねらい	障害者就業・生活支援センターの業務に必要な知識を習得し、関係機関との連携も含めた就業支援の全体像、職リハに関する基本的なノウハウを習得する。

	科目	内容	形態	時間
1	障害者雇用の現状及び障害者雇用施策の概要と支援センターの役割	①障害者雇用の現状と障害者雇用施策の概要 ②障害者就業・生活支援センターの位置づけ、機能、役割等	講義	2
2	障害特性と職業的課題	①知的障害・発達障害の障害特性と職業的課題	講義	1～2
		②障害者就業・生活支援センターにおける支援方法等(事例紹介)		
		③精神障害の障害特性と職業的課題		1～2
		④障害者就業・生活支援センターにおける支援方法等(事例紹介)		
		⑤身体障害・高次脳機能障害の障害特性と職業的課題		1～2
		⑥障害者就業・生活支援センターにおける支援方法等(事例紹介)		
3	就業支援におけるケアマネジメント	①ケアマネジメントの理念	講義	2～3
		②就労支援のプロセスと就業支援担当者の役割		
		③職業準備性の考え方		
		④アセスメント方法 障害者就業・生活支援センターにおけるケアマネジメントの実際		
4	労働関係法規の基礎知識	①労働基準法、最低賃金法等の基礎知識	講義	1～2
5	関係機関との連携と地域ネットワークの活用	①関係機関の役割・機能	講義 G 討議	2～3
		②地域ネットワークの構築と連携による支援		
6	企業における雇用管理の実際	①企業経営の基礎や企業の視点	講義 見学	2
		②企業における障害者雇用の考え方と雇用管理 企業の支援ニーズと支援者に求めること		
		③障害者雇用の現場見学		
7	事業主支援の基礎理解	④事業主支援の実施方法、実施上の留意事項等	講義	1～2
		⑤企業担当者とのコミュニケーションの取り方		
8	ケースから学ぶ就労支援プロセスの実際	⑥就労支援の一連のプロセスを含むモデル事例のケーススタディ (支援の流れと各支援内容、制度の活用の仕方、障害者就業・生活支援センターの関わり方、関係機関の連携の仕方等を学ぶ)	事例 検討	2～3

就業支援担当者研修等の概要

就業支援担当者研修等は「障害者の一般就労を支える人材の育成のあり方に関する研究会報告書」（平成21年3月）におけるモデルカリキュラムに基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施。

〔就業支援スキル向上研修の概要〕

〔モデルカリキュラム〕

対象者	障害者就業・生活支援センターにおいて3年程度の実務経験を有する者
研修時間	25時間程度
受講者数	30人程度
研修のねらい	障害者就業・生活支援センターの支援に必要な技法等の理論と実践を習得するとともに、自らの支援を振り返り、受講者独自の課題改善に向けた取組を促す。

	科目	内容	形態	時間
1	職業カウンセリングの理論と実践	職業カウンセリングの理論と技法について習得する。	講義 演習	2~3
2	アセスメント技法の理論と実践	ケアマネジメントにおけるアセスメントの理論と技法について習得する。	講義 演習	8
3	職場における支援技法	ジョブコーチによる支援技法や事業主に関する支援技法を理解する。	講義 事例 検討	2
4	プレゼンテーション技術	企業担当者等との面接場面においてわかりやすく効果的に説明するプレゼンテーション技術について講義と演習により習得する。	講義 演習	2
5	ケースから学ぶ障害者就業・生活支援センターの支援の実践	受講者の支援事例によるケーススタディを行い、支援の振り返りと課題の共有を行う。	事例 検討	6~7
6	支援の現状と課題	受講者のバズセッションにより支援の現状を振り返り、受講者各自が今後の課題改善について考える。	G 討議 レポ ート	2

〔主任就業支援担当者研修の概要〕

〔モデルカリキュラム〕

対象者	新任の主任就業支援担当者
研修時間	12時間程度
受講者数	30人程度
研修のねらい	主任就業支援担当者として必要な知識・技術を習得するとともに、業務の管理者としての役割を理解する。

	科目	内容	形態	時間
1	主任就業支援担当者の役割	主任就業支援担当者としての役割、マネジメント方法、地域ネットワークの構築等について理解する。	講義 意見 交換	3~4
2	事業主へのコンサルテーション	企業の支援ニーズ等について理解するとともに、障害者雇用に向けた事業主へのコンサルテーションを理解する。	講義 演習	1~2
3	スーパービジョン	スーパービジョンの目的・方法等を理解し、スーパーバイザーの心得、スーパービジョンの技法等について習得する。	講義 演習	3~4
4	ケースから学ぶ障害者就業・生活支援センターの支援の実践	受講者の支援事例によるケーススタディを行い、スーパービジョンを受ける。	事例 検討	3~4

就業支援担当者研修等の受講実績

就業支援担当者研修

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第1回	76	86	0	38	<u>78</u>
第2回	80	74	11	81	70
第3回	71	73	16	-	<u>77</u>
計	227	233	27	119	225

就業支援スキル向上研修

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
計	35	36	7	14	33

主任就業支援担当者研修

(人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第1回	27	21	0	13	21
第2回	22	23	2	30	<u>33</u>
第3回	26	21	3	-	28
計	75	65	5	43	82

※ 令和4年度実績のうち、下線部はオンライン開催によるもの。

基礎的研修カリキュラムイメージ

No	科目	形態	内容	時間(分) の目安	就業支援基礎研修からの 主な変更内容等
①	就労支援の理念・目的、障害者雇用の現状と障害者雇用・福祉施策	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○就労支援の理念と目的（支援者としての共通した目的、福祉的就労と一般就労） ○障害者福祉施策（就労系障害福祉サービス）の体系や概要 ○国の障害者雇用施策の体系や各種制度 ○国の障害者雇用の状況 ○雇用施策と福祉施策との連携（福祉・教育・医療から雇用への流れ） ○就労支援の基本的な考え方（働くことの意義の理解、就労支援の視点、支援者の役割と資質、企業の視点の理解） 	80	<ul style="list-style-type: none"> ○職場適応援助者養成研修（以下「養成研修」という。）の導入の科目「職業リハビリテーションの理念」の内容を追加。 ○「障害者福祉施策（就労系障害福祉サービス）の体系や概要」において、障害者総合支援法及び就労系障害福祉サービスの概要について解説。 ○各項目の内容を精査し、時間を短縮。
②	就労支援のプロセスⅠ（インテーク～職業準備性の向上のための支援）	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○就労支援のプロセスと手法（支援の基本的姿勢、アセスメントから一般就労への移行の過程） ○インテーク、アセスメント、プランニング ○職業準備性の考え方、職業準備性の向上のための支援 	50	<ul style="list-style-type: none"> ○「就労支援の基本的な考え方」は科目①に移動。 ○【演習】は新規の科目⑩「アセスメントの基礎」に移動。 ○一部の内容（支援事例）を削除し、時間を短縮。
③	就労支援のプロセスⅡ（求職活動支援～定着支援）	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○就職のための支援（ハローワークの活用、企業開拓、企業へのアプローチ等） ○職場定着・雇用継続のための支援（障害者・企業双方への支援、実施方法、留意事項、福祉施策の活用や連携） ○加齢等に伴う雇用から福祉への移行 	50	<ul style="list-style-type: none"> ○「福祉施策の活用や連携」において、就労系福祉サービスに加え、グループホームなど他の福祉サービスについても解説。 ○「加齢等に伴う雇用から福祉への移行」において、雇用から福祉または福祉から雇用への行き来について解説。 ○【意見交換】は新規の科目⑬「地域における就労支援の取組」に移動。 ○一部の内容（支援事例）を削除し、時間を短縮。
④	就労支援機関の役割と連携	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○就労支援を実施している機関の役割と業務内容（ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労系障害福祉サービス（就労移行支援事業所等）、医療機関、教育機関等） ○就労支援ネットワークについて（ネットワークの重要性、ネットワークの構造・構築の手順等） 	60	<ul style="list-style-type: none"> ○就労系福祉サービスや医療機関、教育機関についても、その役割や業務内容を具体的に解説。 ○【意見交換】は新規の科目⑬「地域における就労支援の取組」に移動。 ○一部の内容（支援事例）を削除し、時間を短縮。
⑤	障害特性と職業的課題Ⅰ（身体障害、高次脳機能障害、難病）	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○身体障害・高次脳機能障害・難病の職業的課題、特性に即した支援方法、留意事項、合理的配慮の事例 	60	<ul style="list-style-type: none"> ○「難病」を追加し、取り扱う範囲を拡大。
⑥	障害特性と職業的課題Ⅱ（知的障害、発達障害）	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害・発達障害の職業的課題、特性に即した支援方法、留意事項、合理的配慮の事例 	60	<ul style="list-style-type: none"> ○ICTツールや就労支援機器の活用について、障害特性に即して解説。
⑦	障害特性と職業的課題Ⅲ（精神障害）	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害の職業的課題、特性に即した支援方法、留意事項、合理的配慮の事例 	60	<ul style="list-style-type: none"> ※養成研修、障害者就業・生活支援センター就業支援担当者研修（以下「担当者研修」という。）においては、本科目の内容を踏まえ、より高度な専門性を要するケースへの対応方法などについて解説。
⑧	労働関係法規の基礎知識	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○労働契約上の留意点（労働契約の締結、労働時間、休憩、休日、賃金、解雇等） ○法律上企業等に加入が義務づけられている労働保険・社会保険 	60	
⑨	企業に対する支援の基礎	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○企業で働くとは ○企業を支援することの重要性 ○障害者雇用をめぐる企業を取り巻く状況（障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務等） ○企業支援のプロセス及び支援手法（企業情報・ニーズの把握、企業内での理解促進への支援、職務の切り出し、地域資源の活用） ○企業支援の留意点（企業との信頼関係の構築、企業担当者のメンタルヘルスに関する支援等） 	60	<ul style="list-style-type: none"> ○新規科目として設定。 ○企業支援に必要な心構えや支援のプロセス、基本的なスキルを解説。 ※養成研修、担当者研修においては、本科目の内容を踏まえ、職務分析や職務創出などのより実践的な内容について解説。

基礎的研修カリキュラムイメージ

No	科目	形態	内容	時間(分)の目安	就業支援基礎研修からの主な変更内容等
⑩	ケースマネジメントと職場定着のための生活支援・家族支援	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○就労支援におけるケースマネジメントの重要性 ○生活支援・家族支援の進め方（支援方法、対応例） ○生活支援・家族支援における企業と支援機関の役割分担と連携 ○ライフステージや生活の変化に対応した支援の必要性 	60	<ul style="list-style-type: none"> ○新規科目として、養成研修の科目「ケースマネジメントと職場定着のための生活支援・家族支援」の内容を追加。 ○福祉サービスの活用を含む、職場定着に向けた生活支援・家族支援について解説。
⑪	アセスメントの基礎	講義 演習	<p>【講義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○相談を行う上での基本的態度や傾聴等の相談技法等 ○アセスメントの目的と心構え ○実施方法と留意事項 ○結果の分析ポイントと活用の仕方 <p>【演習】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○グループワーク。 ○モデル事例に即して、アセスメントにおける対象者への聞き取りや観察の内容について検討。 また、把握した情報に基づき、対象者の就労に向けた課題や支援のポイント・方法について整理。 	100	<ul style="list-style-type: none"> ○新規科目として設定。 ※養成研修においては、本科目の内容を踏まえ、アセスメントの結果を踏まえた支援計画の作成方法などについて解説。
⑫	企業における障害者雇用の実際	講義	<ul style="list-style-type: none"> ○企業の障害者雇用の担当者からの講義。 ・企業における障害者雇用の考え方や実際（障害者である社員が従事している職務の内容、雇用管理の方法、職場内支援体制、合理的配慮の内容等）。 ・企業が求める人材（採用時に重視すること、雇用継続に向けて重視すること等）。 ・支援者に求めること。 	60	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における、企業の障害者雇用の実際について理解を深められるようにする。 ○合理的配慮の内容を追加するとともに、各項目の内容を精査することで、時間を短縮。
⑬	地域における就労支援の取組	意見交換 事例検討	<p>【意見交換】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○グループワーク。 ①受講者の所属機関における各種支援の取組 ②関係機関との連携、ネットワークの活用状況 ・①②に関連するテーマについて意見交換。 <p>【ケーススタディ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○グループワーク。 ○モデル事例の内容に基づき、対象者や企業、家族への支援の内容や関係機関との連携などについて検討。 	90	<ul style="list-style-type: none"> ○旧科目「ケーススタディ」や意見交換を集約・統合し、新規科目として設定。 ○地域ネットワークの形成に向けた相互の交流・意見交換の機会にするとともに、事例検討を通じて就労支援の理解を深める。 ○地域における、社会資源やその活用の方法などについて理解を深める。
⑭	オンライン形式での講義の振り返り	講義	<p>【講義】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オンライン形式の講義のポイントの復習。 ○オンライン形式の講義の質疑応答。 	50	<ul style="list-style-type: none"> ○新規科目として設定。
合計時間の目安				900分	

- 参考資料

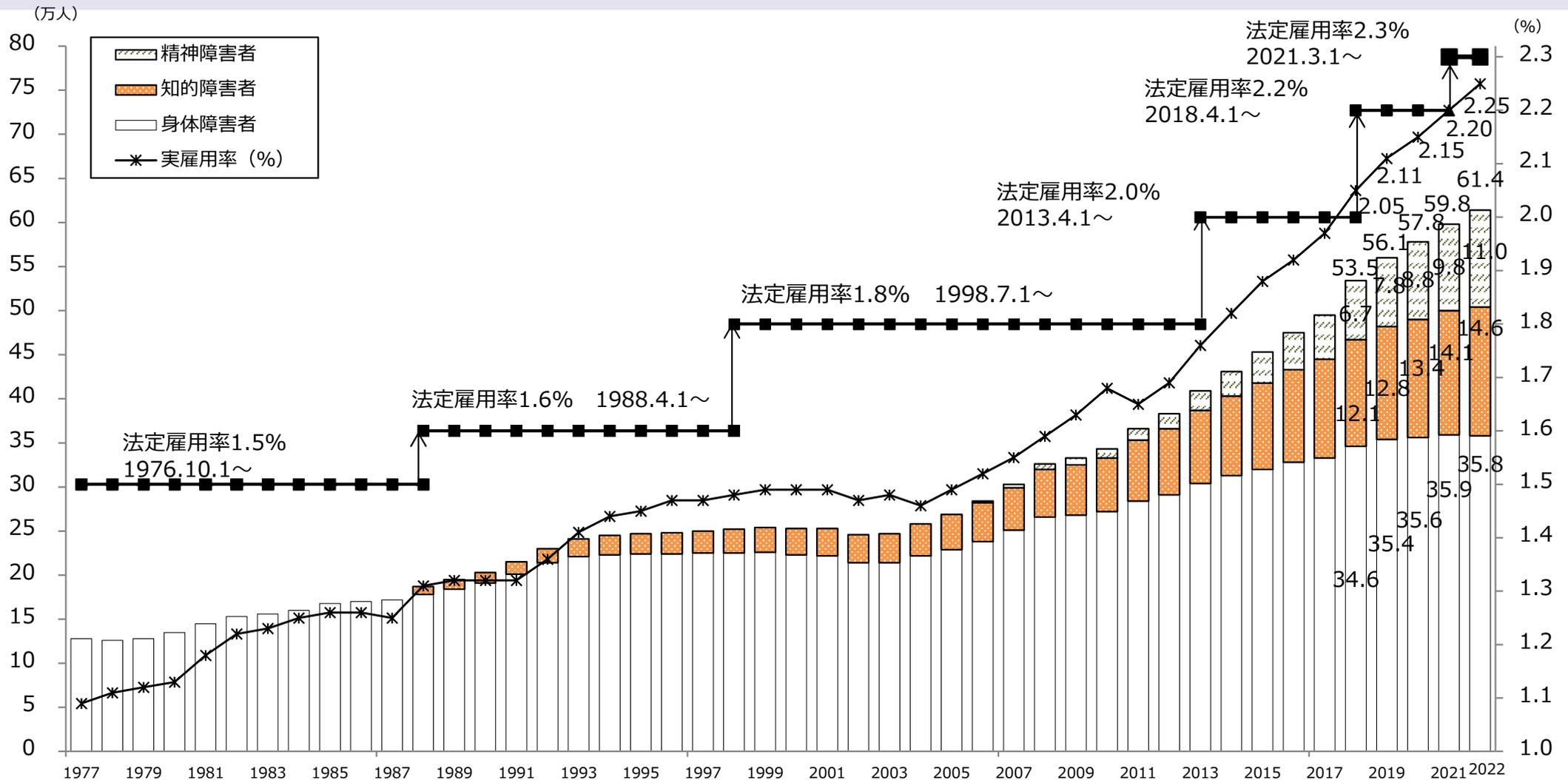
障害者雇用の状況

○ 民間企業の雇用状況

雇用者数 61.4万人 (身体障害者35.8万人、知的障害者14.6万人、精神障害者11.0万人)

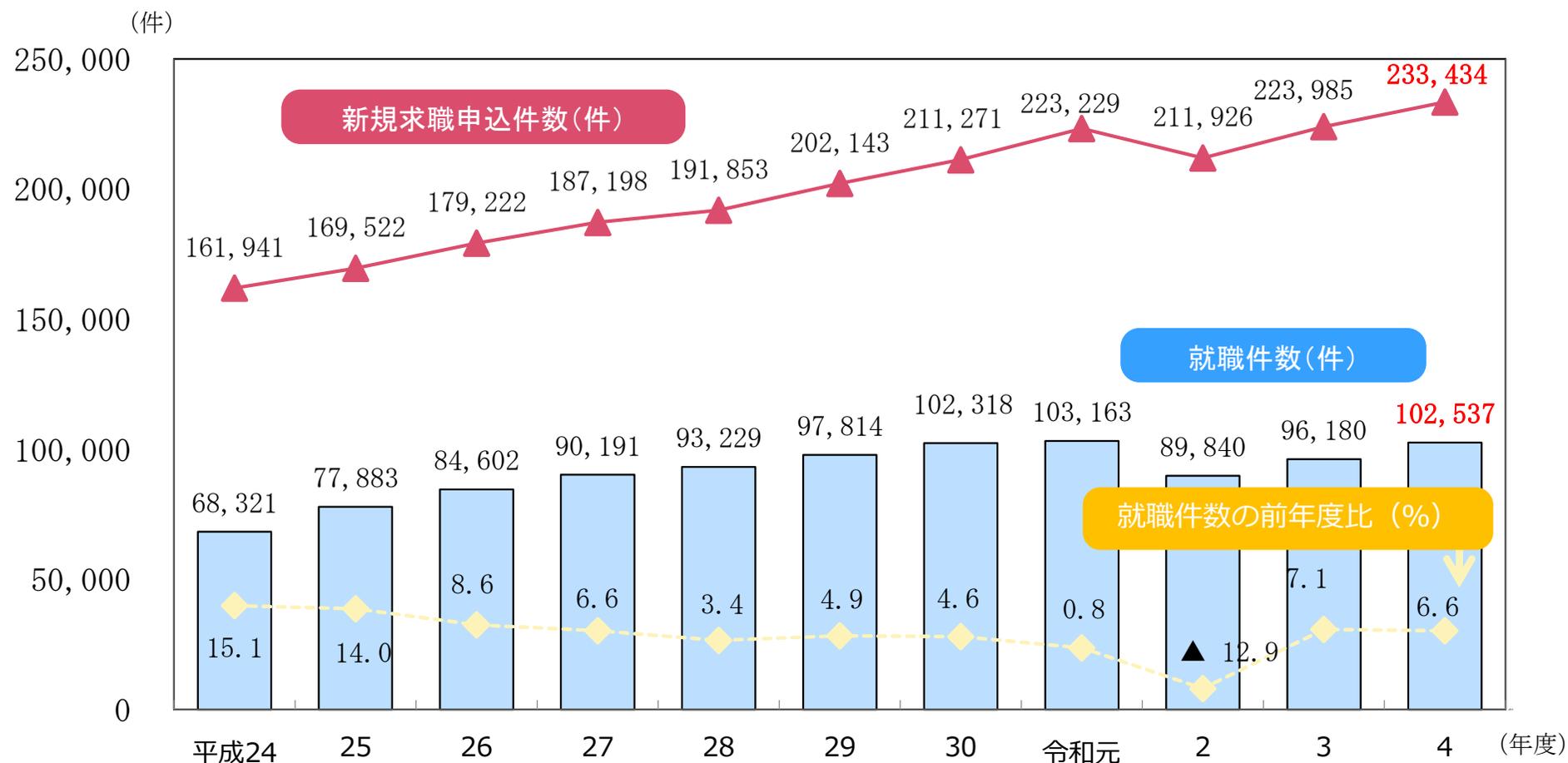
実雇用率 2.25% **法定雇用率達成企業割合 48.3%**

○ **雇用者数は19年連続で過去最高を更新**。障害者雇用は着実に進展。



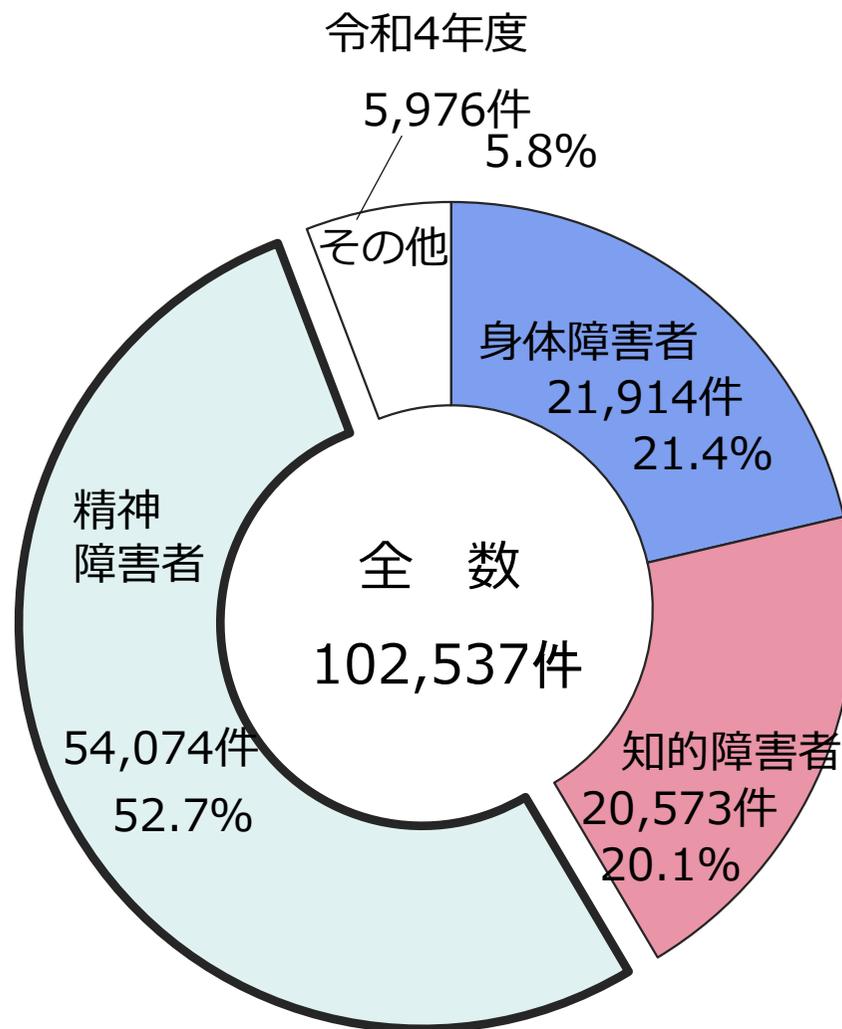
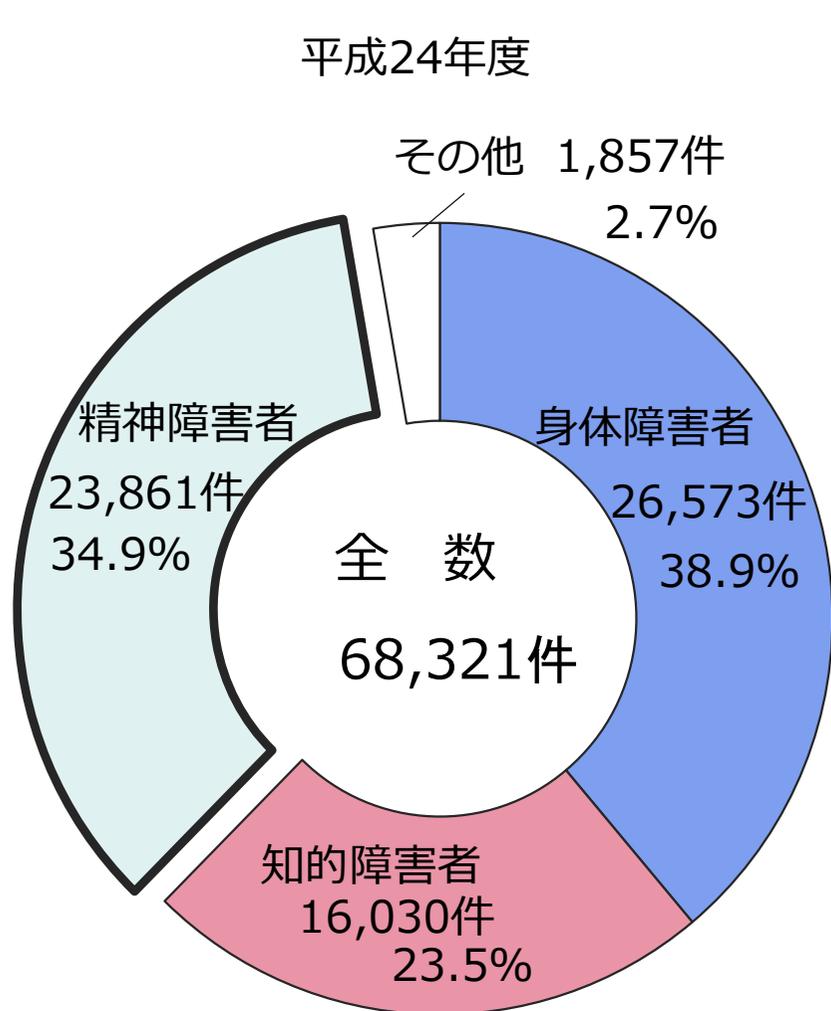
ハローワークにおける障害者の職業紹介状況

○ 令和4（2022）年度のハローワークにおける障害者の新規求職申込件数は233,434件と、就職件数は102,537件となり、いずれも前年度を上回った。



ハローワークにおける職業紹介状況（就職件数）

○ハローワークにおける障害者の就職件数を障害種別にみると、特に精神障害者の就職件数が大幅に増加している。



カリキュラム比較

【就業支援担当者研修モデルカリキュラム】

科目	内容	形態	分
1 障害者雇用の現状及び障害者雇用施策の概要と支援センターの役割	①障害者雇用の現状と障害者雇用施策の概要	講義	120
	②障害者就業・生活支援センターの位置づけ、機能、役割等		

【基礎的研修カリキュラムイメージ】

科目	内容	形態	分
1 就労支援の理念・目的、障害者雇用の現状と障害者雇用・福祉施策	③国の障害者雇用施策の体系や各種制度	講義	80 ※
	④国の障害者雇用の状況		
4 就労支援機関の役割と連携	①就労支援を実施している機関の役割と業務内容（ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労系障害福祉サービス（就労移行支援事業所等）、医療機関、教育機関等）	講義	60 ※

科目	内容	形態	分
2 障害特性と職業的課題	①知的障害・発達障害の障害特性と職業的課題	講義	60 ~
	②障害者就業・生活支援センターにおける支援方法等(事例紹介)		120
	③精神障害の障害特性と職業的課題		60 ~
	④障害者就業・生活支援センターにおける支援方法等(事例紹介)		120
	⑤身体障害・高次脳機能障害の障害特性と職業的課題		60 ~
	⑥障害者就業・生活支援センターにおける支援方法等(事例紹介)		120

科目	内容	形態	分
5 障害特性と職業的課題Ⅰ	①身体障害・高次脳機能障害・難病の職業的課題、特性に即した支援方法、留意事項、合理的配慮の事例	講義	60
6 障害特性と職業的課題Ⅱ	①知的障害・発達障害の職業的課題、特性に即した支援方法、留意事項、合理的配慮の事例		60
7 障害特性と職業的課題Ⅲ	①精神障害の職業的課題、特性に即した支援方法、留意事項、合理的配慮の事例		60

※科目全体の講義時間を記載しており、一部抽出した内容のため実際の講義時間は少なくなることに留意

カリキュラム比較

【就業支援担当者研修モデルカリキュラム】

科目	内容	形態	分
3 就業支援におけるケアマネジメント	①ケアマネジメントの理念	講義	120 ～ 180
	②就業支援のプロセスと就業支援担当者の役割		
	③職業準備性の考え方		
	④アセスメント方法 障害者就業・生活支援センターにおけるケアマネジメントの実際		

4 労働関係法規の基礎知識	①労働基準法、最低賃金法等の基礎知識	講義	60 ～ 120
---------------	--------------------	----	----------------

【基礎的研修カリキュラムイメージ】

科目	内容	形態	分
1 就労支援の理念・目的、障害者雇用の現状と障害者雇用・福祉施策	①就労支援の理念と目的（支援者としての共通した目的、福祉的就労と一般就労） ⑥就労支援の基本的な考え方（働くことの意義の理解、就労支援の視点、支援者の役割と資質、企業の視点の理解）	講義	80 ※

2 就労支援のプロセスⅠ（インテーク～職業準備性の向上のための支援）	①就労支援のプロセスと手法（支援の基本的姿勢、アセスメントから一般就労への移行の過程） ②インテーク、アセスメント、プランニング ③職業準備性の考え方、職業準備性の向上のための支援	講義	50
------------------------------------	--	----	----

3 就労支援のプロセスⅡ（求職活動支援～定着支援）	①就職のための支援（ハローワークの活用、企業開拓、企業へのアプローチ等） ②職場定着・雇用継続のための支援（障害者・企業双方への支援、実施方法、留意事項、福祉施策の活用や連携） ③加齢等に伴う雇用から福祉への移行	講義	50
---------------------------	--	----	----

科目	内容	形態	分
10 ケースマネジメントと職場定着のための生活支援・家族支援	①就業支援におけるケースマネジメントの重要性 ②生活支援・家族支援の進め方（支援方法、対応例） ③生活支援・家族支援における企業と支援機関の役割分担と連携 ④ライフステージや生活の変化に対応した支援の必要性	講義	60

11 アセスメントの基礎	①相談を行う上での基本的態度や傾聴等の相談技法等 ②アセスメントの目的と心構え ③実施方法と留意事項 ④結果の分析ポイントと活用の仕方	講義	100
	⑤グループワーク。 ⑥モデル事例に即して、アセスメントにおける対象者への聞き取りや観察の内容について検討。 また、把握した情報に基づき、対象者の就労に向けた課題や支援のポイント・方法について整理。	演習	

8 労働関係法規の基礎知識	①労働契約上の留意点（労働契約の締結、労働時間、休憩、休日、賃金、解雇等） ②法律上企業等に加入が義務づけられている労働保険・社会保険	講義	60
---------------	--	----	----

カリキュラム比較

【就業支援担当者研修モデルカリキュラム】

5	関係機関との連携と地域ネットワークの活用	①関係機関の役割・機能 ②地域ネットワークの構築と連携による支援	講義 G 討議	120 ～ 180
6	企業における雇用管理の実際	①企業経営の基礎や企業の視点 ②企業における障害者雇用の考え方と雇用管理 企業の支援ニーズと支援者に求めること ③障害者雇用の現場見学	講義 見学	120
7	事業主支援の基礎理解	④事業主支援の実施方法、実施上の留意事項等 ⑤企業担当者とのコミュニケーションの取り方	講義	60 ～ 120
8	ケースから学ぶ就労支援プロセスの実際	⑥就労支援の一連のプロセスを含むモデル事例のケーススタディ (支援の流れと各支援内容、制度の活用の仕方、障害者就業・生活支援センターの関わり方、関係機関の連携の仕方等を学ぶ)	事例 検討	120 ～ 180

該当なし

【基礎的研修カリキュラムイメージ】

科目	内容	形態	分
1	就労支援の理念・目的、障害者雇用の現状と障害者雇用・福祉施策 ②障害者福祉施策（就労系障害福祉サービス）の体系や概要 ⑤雇用施策と福祉施策との連携（福祉・教育・医療から雇用への流れ）	講義	80 ※
4	就労支援機関の役割と連携 ①就労支援を実施している機関の役割と業務内容（ハローワーク、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、就労系障害福祉サービス（就労移行支援事業所等）、医療機関、教育機関等） ②就労支援ネットワークについて（ネットワークの重要性、ネットワークの構造・構築の手順等）	講義	60
13	地域における就労支援の取組 ○グループワーク。 ①受講者の所属機関における各種支援の取組 ②関係機関との連携、ネットワークの活用状況 ・①②に関連するテーマについて意見交換。	意見 交換	90 ※
12	企業における障害者雇用の実際 ①企業の障害者雇用の担当者からの講義。 ・企業における障害者雇用の考え方や実際（障害者である社員が従事している職務の内容、雇用管理の方法、職場内支援体制、合理的配慮の内容等）。 ・企業が求める人材（採用時に重視すること、雇用継続に向けて重視すること等）。 ・支援者に求めること。	講義	60
9	企業に対する支援の基礎 ①企業で働くとは ②企業を支援することの重要性 ③障害者雇用をめぐる企業を取り巻く状況（障害者の差別禁止・合理的配慮の提供義務等） ④企業支援のプロセス及び支援手法（企業情報・ニーズの把握、企業内での理解促進への支援、職務の切り出し、地域資源の活用） ⑤企業支援の留意点（企業との信頼関係の構築、企業担当者のメンタルヘルスに関する支援等）	講義	60
13	地域における就労支援の取組 ①グループワーク。 ②モデル事例の内容に基づき、対象者や企業、家族への支援の内容や関係機関との連携などについて検討。	事例 検討	90 ※
14	オンライン形式での講義の振り返り ①オンライン形式の講義のポイントの復習。 ②オンライン形式の講義の質疑応答。	講義	50

障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会 開催要綱

1. 趣旨

障害者の就労支援は、雇用施策と福祉施策との連携の下、その取組を進め、進展してきたが、雇用・福祉施策の双方で整理、対応していくべき課題も引き続き存在している。

また、近年、技術革新や多様な働き方の普及など、障害者就労を取り巻く環境も変化してきており、新たな支援ニーズも出てきている。さらに、新型コロナウイルス感染症への対応として、テレワークでの在宅勤務など、新たな生活様式の定着を見据えた取組がみられ、ウィズ・ポストコロナ時代には、障害者就労の可能性の拡がりが見込まれる。

これら課題や変化に対応し、障害者がより働きやすい社会を実現していくためには、雇用施策と福祉施策が引き続き連携し、対応策を探っていくことが必要となる。本年9月には、厚生労働省内の「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」において、障害者就労に係る雇用施策と福祉施策の連携強化について中間報告を取りまとめたところである。

このため、本検討会は、この取りまとめ内容も踏まえつつ、雇用施策と福祉施策の更なる連携強化に向け、必要な対応策のより具体的な検討の方向性を議論することを目的として開催するものである。

2. 主な検討事項

- (1) 効果的で、切れ目ない専門的支援体制の構築について
- (2) 技術革新や環境変化を踏まえた多様な就労支援ニーズへの対応について
- (3) その他雇用施策と福祉施策の連携強化に関する事項について

3. 構成員

構成員は、別紙のとおりとする。

4. その他

- (1) 本検討会は、厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官及び社会・援護局障害保健福祉部長が構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には、座長を置き、構成員の互選により選出する。座長は、本検討会を統括する。
- (3) 本検討会には、座長代理を置くことができる。座長代理は、構成員から座長が指名し、座長を補佐するとともに、座長に事故があるときには、その職務を代行することとする。

- (4)本検討会は、必要に応じ、構成員以外の有識者等の出席を求めることができる。
- (5)本検討会の会議、資料及び議事録は、原則として公開とする。
ただし、座長は、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、非公開とすることができる。この場合においては、少なくとも議事要旨を公開する。
- (6)本検討会の庶務は、関係部局の協力を得て、厚生労働省職業安定局障害者雇用対策課及び社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課において行う。
- (7)この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が厚生労働省大臣官房高齢・障害者雇用開発審議官及び社会・援護局障害保健福祉部長と協議の上、これを定めるものとする。

障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会
構成員

あべ かずひこ 阿部 一彦	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 会長
あゆは ひろし 阿由葉 寛	社会福祉法人全国社会福祉協議会全国社会就労センター協議会 会長
おかだ くみこ 岡田 久実子	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会 理事長
きくち よしみ 菊池 馨実	早稲田大学法学学術院 教授
くぼ あつこ 久保 厚子	一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会 会長
くらち のぶあき 倉知 延章	九州産業大学人間科学部 教授
くろいわ ゆうじ 黒岩 祐治	神奈川県知事
こまむら こうへい 駒村 康平	慶應義塾大学経済学部 教授
さかい きょうこ 酒井 京子	NPO 法人全国就業支援ネットワーク 代表理事
さかい だいすけ 酒井 大介	全国就労移行支援事業所連絡協議会 会長
しんぼ さとこ 眞保 智子	法政大学現代福祉学部 教授
すずき たつや 鈴木 龍也	福島県特別支援教育センター 企画事業部長
たけした よしき 竹下 義樹	社会福祉法人日本視覚障害者団体連合会 会長
とみたか ゆうこ 富高 裕子	日本労働組合総連合会総合政策推進局 局長
ながまつ さとる 永松 悟	杵築市長
にった ひでし 新田 秀司	一般社団法人日本経済団体連合会 労働政策本部長
はせがわ たまこ 長谷川 珠子	福島大学行政政策学類 准教授
やまかわ りゅういち 山川 隆一	東京大学大学院法学政治学研究科 教授

オブザーバー：厚生労働省人材開発統括官付特別支援室
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

(五十音順・敬称略)

※ 報告書の概要を職業安定局及び障害保健福祉部において整理したもの

障害者本人を中心としたシームレスな就労支援を提供することを通じて、障害者がより働きやすい社会を実現していくために、**雇用施策と福祉施策の更なる連携強化に向け、必要な対応策について具体的な検討の方向性を議論**し、報告書を取りまとめ。

第1 障害者の就労支援における基本的な考え方

- 「障害のある人もない人も共に働く社会」を目指し、多様な働き方が広がる中、障害者本人のニーズを踏まえた上で、「一般就労」の実現とその質の向上に向けて、障害者本人や企業等、地域の就労支援機関を含むすべての関係者が最大限努力すること。

第2 雇用施策と福祉施策の連携強化に関する対応策の具体的な検討の方向性

(1) 障害者のニーズの把握と就労能力や適性の評価の在り方

- 働くことを希望する障害者に対しては、本人のニーズを踏まえた上で、一般就労の実現に向けて納得感のある支援を提供するため、
 - ・ まずは**福祉・雇用それぞれのサービス体系におけるアセスメント(ニーズ把握、就労能力や適性の評価)の仕組みを構築・機能強化**
 - ・ 将来的には、福祉・雇用それぞれのサービス等を選択・決定する前の段階で、「共通の枠組み」によるアセスメントを実施 等

(2) 障害者就労を支える人材の育成・確保

- 両分野の基礎的知識・スキルが不十分、研修機会が限られている等により、専門人材が質・量ともに不足しているため、
 - ・ **雇用・福祉の分野横断的な基礎的研修の確立、専門人材の高度化に向けた階層研修の創設**など、研修体系の見直しを実施
 - ・ 一定の「資格」化等を通じ、専門人材の社会的認知度の向上や社会的・経済的地位の向上等による専門人材を確保 等

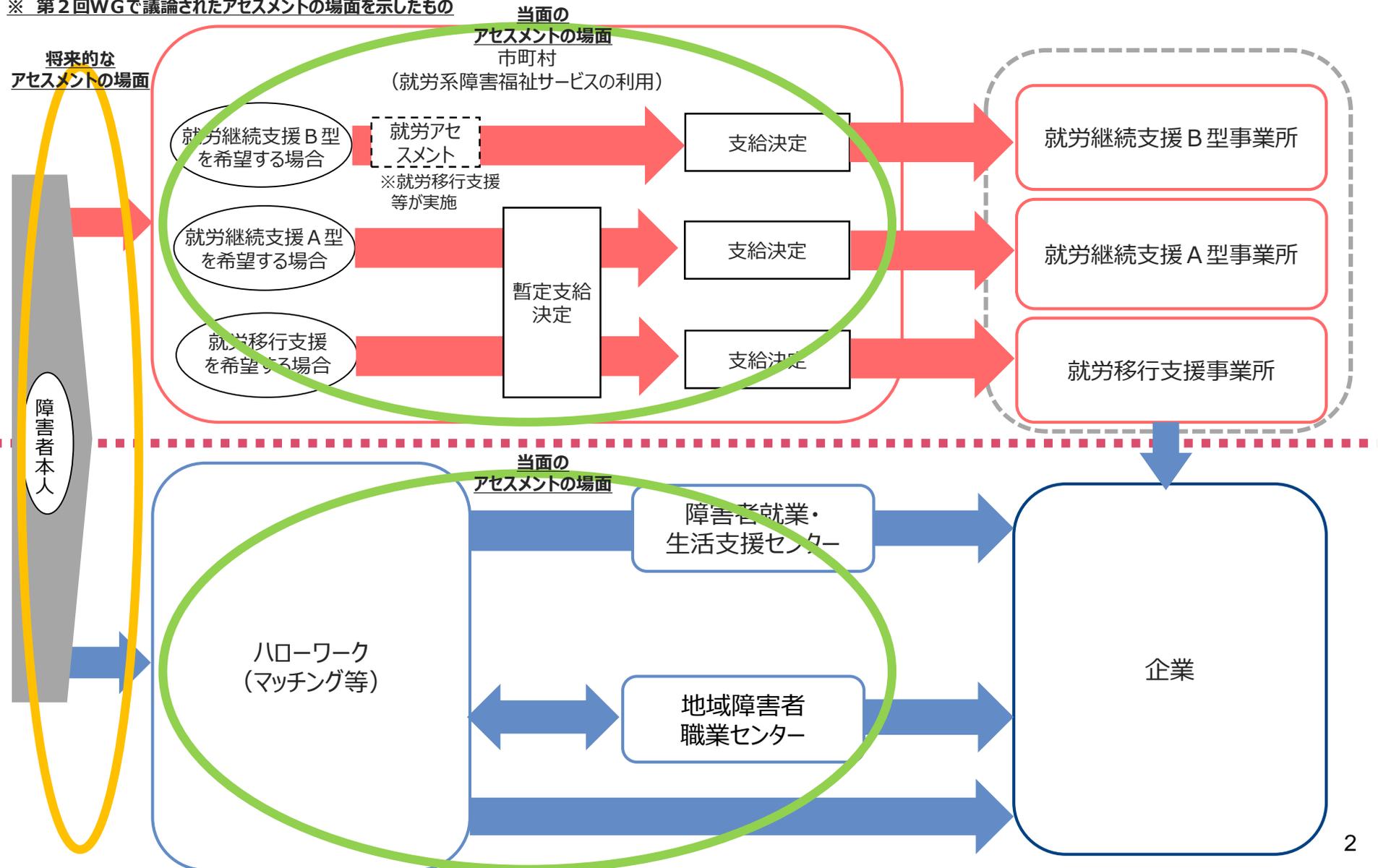
(3) 障害者の就労支援体系の在り方

- これまでの連携では十分な対応が出来ていない、支援内容に重複があるといった課題や、企業等への支援ニーズにも対応するため
 - ・ 企業等での働き始めの時期、一時的な不調時、加齢等により雇用継続が困難な場合の、**企業等で雇用されている間における就労継続支援事業の利用**の取組を実施
 - ・ **障害者就業・生活支援センターは、基幹型の機能**も担い、地域の支援ネットワークを強化、充実
 - ・ 就労継続支援 A 型事業所の役割や在り方について、改めて整理 等

▶ 今後、労働政策審議会障害者雇用分科会及び社会保障審議会障害者部会において制度所管ごとに具体的な議論を進める。

現行の障害者就労支援の流れのイメージ
(就労系障害福祉サービスの利用 又は 一般企業への就職まで)
(障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会報告書 別添資料1 障害者の就労能力等の
評価の在り方に関するワーキンググループこれまでの議論等の整理 別紙)

※ 第2回WGで議論されたアセスメントの場面を示したもの

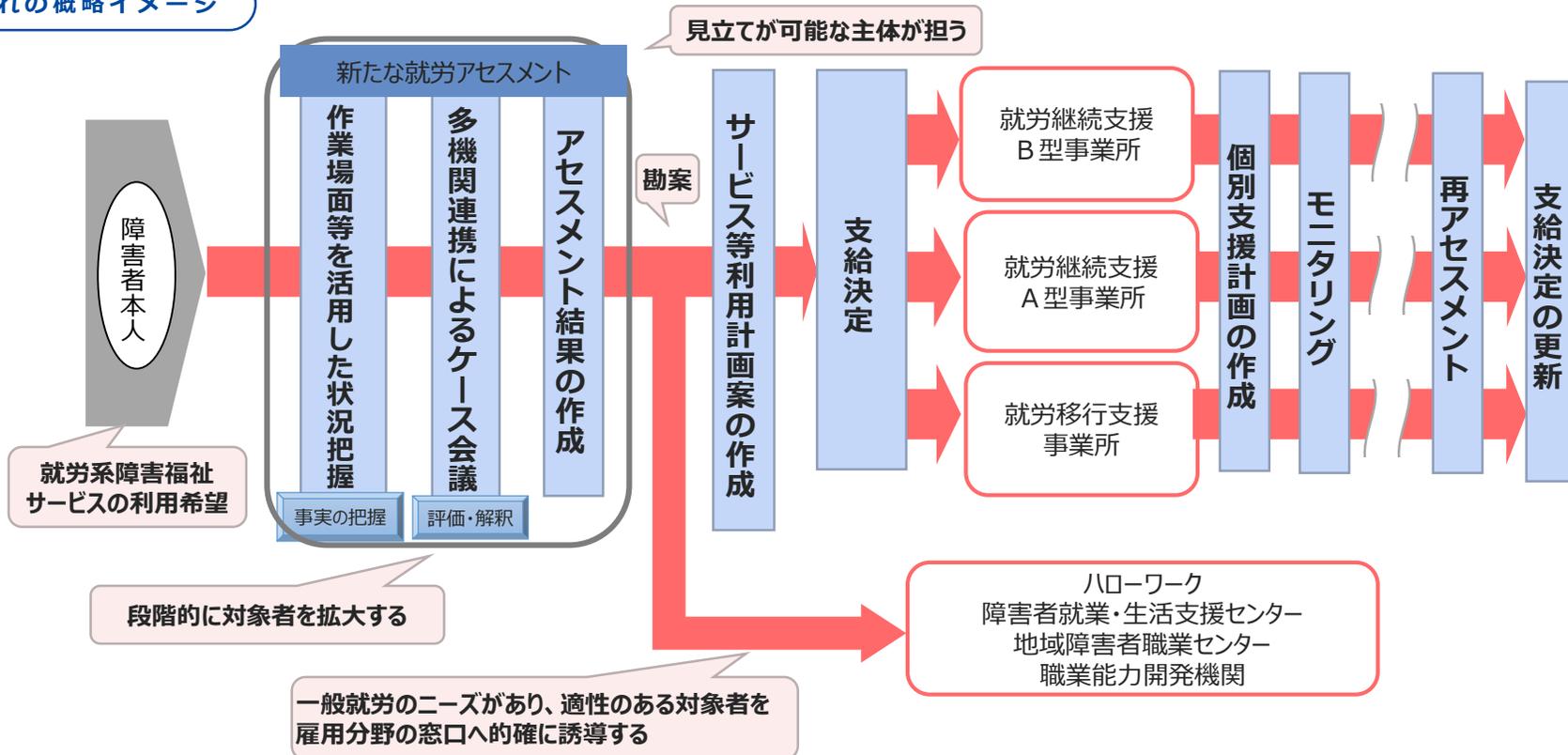


新たな就労アセスメントのイメージ

検討の主な視点

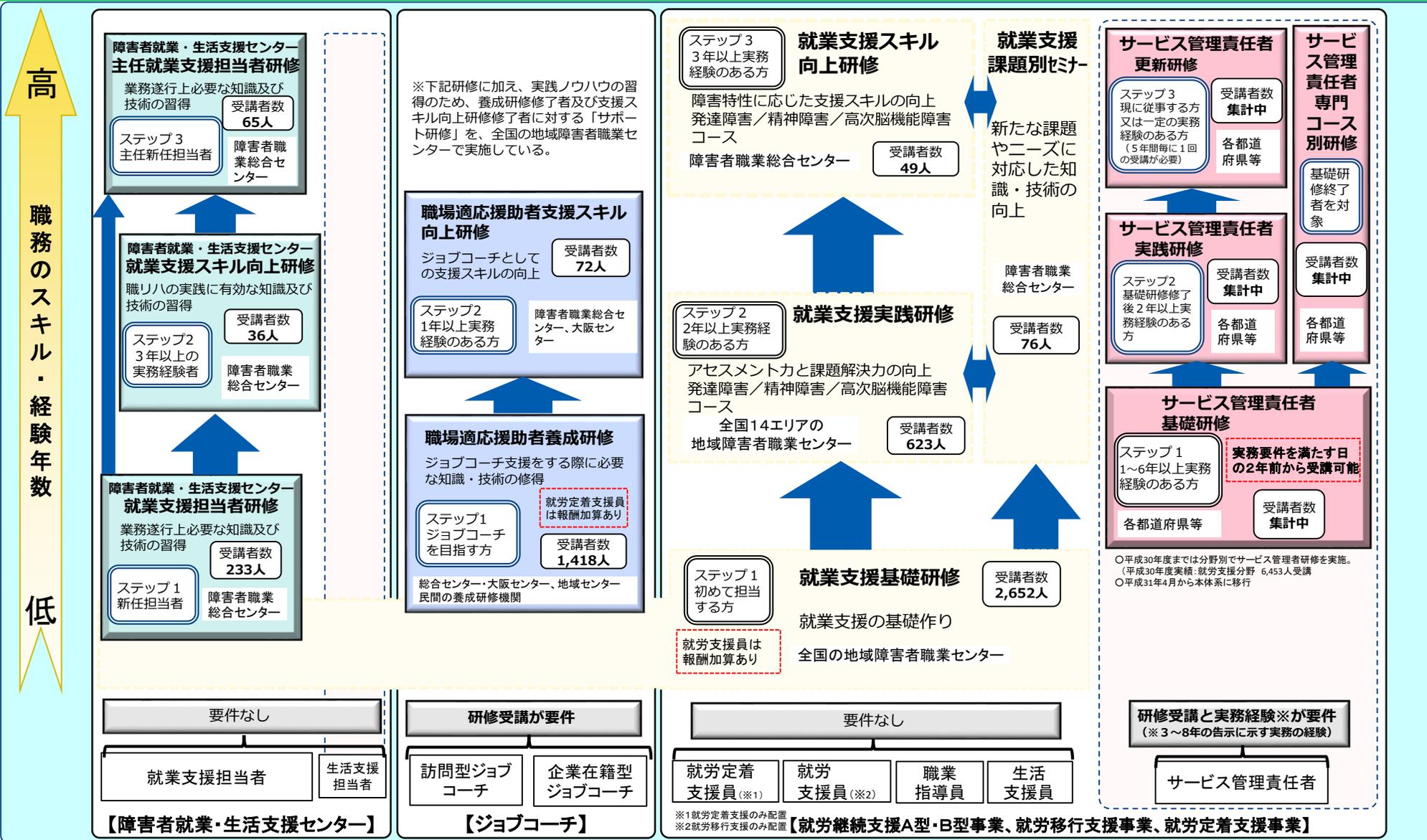
- 適切なサービス利用に繋げるため、就労系障害福祉サービスを利用する全ての者に対して、サービスの選択・決定より前にアセスメントを実施し、その結果を支給決定等において勘案する仕組みを検討してはどうか。
- 適切なアセスメントの実施のため、一般就労に向けた見立てが可能な主体が担い手となる仕組みを検討してはどうか。
- 担い手が十分確保できるよう、事業者の参入を促しつつ、実施に要する費用が適切に確保される仕組みを検討してはどうか。また、円滑に新たな仕組みが導入できるよう、段階的な対象者の拡大を検討してはどうか。

流れの概略イメージ



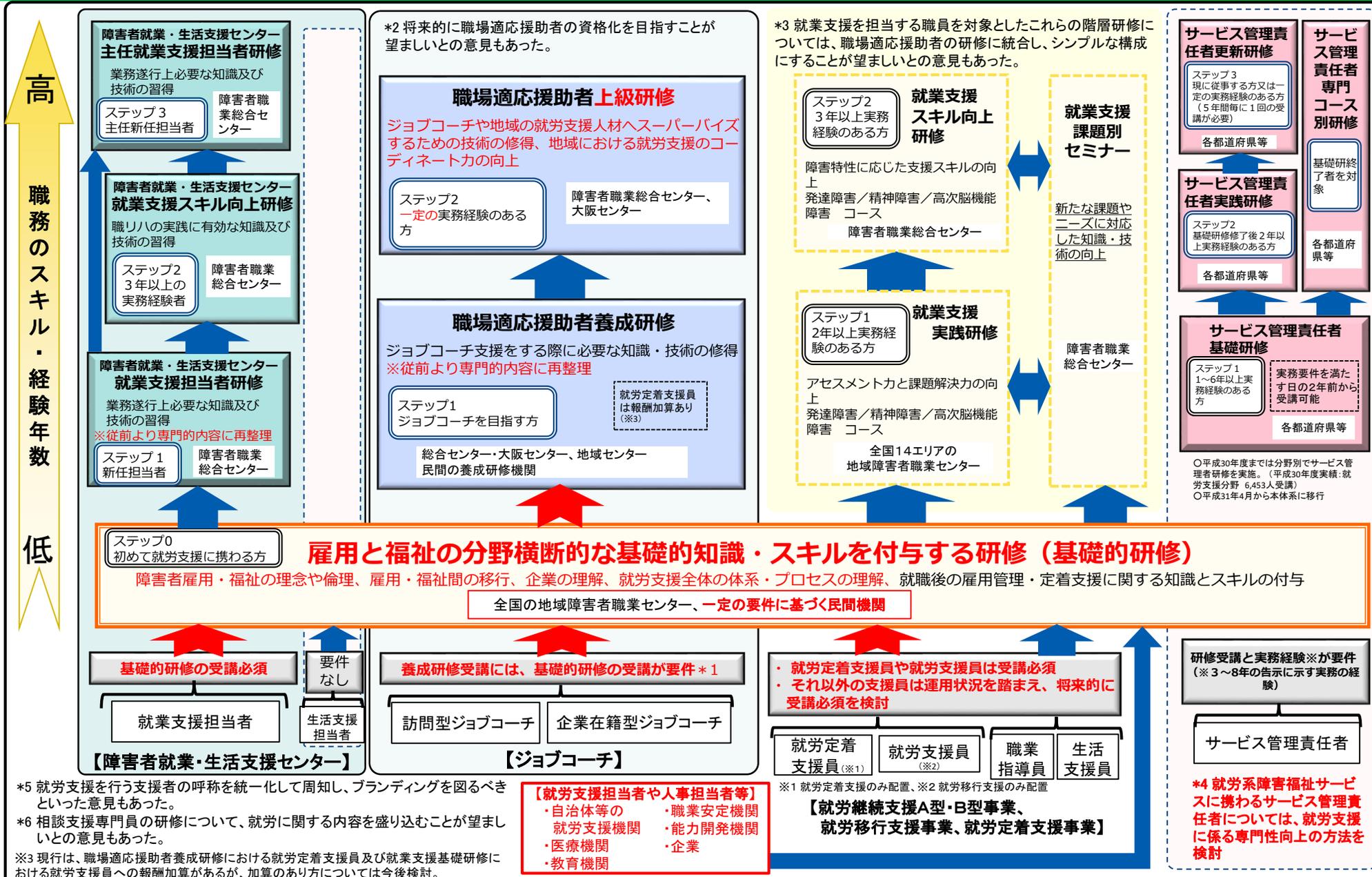
専門人材の研修体系イメージ図

※「受講者数」は、令和元年度の実績



※公共職業安定所職員は、労働大学校における研修により必要な知識・スキルを習得している。
 ※障害者職業カウンセラー及び配置型ジョブコーチをはじめとする地域障害者職業センターの支援スタッフは、高齢・障害・求職者雇用支援機構の内部研修により、必要な知識・スキルを習得している。
 ※自治体等の就労支援機関、医療機関、教育機関における就労支援を担当する職員についても、就業支援基礎研修及びその体系に沿った研修、必要に応じて職場適応援助者養成研修及びその体系に沿った研修を受講している。

今後の専門人材の研修体系イメージ図



高
職務のスキル・経験年数
低

障害者就業・生活支援センター 主任就業支援担当者研修
業務遂行上必要な知識及び技術の習得
ステップ3 主任新任担当者
障害者職業総合センター

障害者就業・生活支援センター 就業支援スキル向上研修
職リハの実践に有効な知識及び技術の習得
ステップ2 3年以上の実務経験者
障害者職業総合センター

障害者就業・生活支援センター 就業支援担当者研修
業務遂行上必要な知識及び技術の習得
※従前より専門的内容に再整理
ステップ1 新任担当者
障害者職業総合センター

*2 将来的に職場適応援助者の資格化を目指すことが望ましいとの意見もあった。

職場適応援助者上級研修
ジョブコーチや地域の就労支援人材へスーパーバイズするための技術の修得、地域における就労支援のコーディネート力の向上
ステップ2 一定の実務経験のある方
障害者職業総合センター、大阪センター

職場適応援助者養成研修
ジョブコーチ支援をする際に必要な知識・技術の修得
※従前より専門的内容に再整理
ステップ1 ジョブコーチを目指す方
就労定着支援員は報酬加算あり(※3)
総合センター・大阪センター、地域センター
民間の養成研修機関

*3 就業支援を担当する職員を対象としたこれらの階層研修については、職場適応援助者の研修に統合し、シンプルな構成にすることが望ましいとの意見もあった。

就業支援課題別セミナー
ステップ2 3年以上実務経験のある方
就業支援スキル向上研修
障害特性に応じた支援スキルの向上
発達障害／精神障害／高次脳機能障害 コース
障害者職業総合センター
新たな課題やニーズに対応した知識・技術の向上

就業支援実践研修
ステップ1 2年以上実務経験のある方
就業支援実践研修
アセスメント力と課題解決力の向上
発達障害／精神障害／高次脳機能障害 コース
全国14エリアの地域障害者職業センター
障害者職業総合センター

サービス管理責任者更新研修
ステップ3 現に従事する方又は一定の実務経験のある方(5年間毎に1回の受講が必要)
各都道府県等

サービス管理責任者実践研修
ステップ2 基礎研修修了後2年以上実務経験のある方
各都道府県等

サービス管理責任者基礎研修
ステップ1 1～6年以上実務経験のある方
実務要件を満たす日の2年前から受講可能
各都道府県等

○平成30年度までは分野別でサービス管理者研修を実施。(平成30年度実績: 就労支援分野 6,453人受講)
○平成31年4月から本体系に移行

雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修 (基礎的研修)
障害者雇用・福祉の理念や倫理、雇用・福祉間の移行、企業の理解、就労支援全体の体系・プロセスの理解、就職後の雇用管理・定着支援に関する知識とスキルの付与
全国の地域障害者職業センター、一定の要件に基づく民間機関

基礎的研修の受講必須
就業支援担当者
【障害者就業・生活支援センター】

養成研修受講には、基礎的研修の受講が要件*1
訪問型ジョブコーチ 企業在籍型ジョブコーチ
【ジョブコーチ】

就労定着支援員や就労支援員は受講必須
それ以外の支援員は運用状況を踏まえ、将来的に受講必須を検討
就労定着支援員(※1) 就労支援員(※2) 職業指導員 生活支援員
※1 就労定着支援のみ配置、※2 就労移行支援のみ配置
【就労継続支援A型・B型事業、就労移行支援事業、就労定着支援事業】

研修受講と実務経験※が要件
(※3～8年の告示に示す実務の経験)
サービス管理責任者

*5 就労支援を行う支援者の呼称を統一化して周知し、ブランディングを図るべきといった意見もあった。
*6 相談支援専門員の研修について、就労に関する内容を盛り込むことが望ましいとの意見もあった。
※3 現行は、職場適応援助者養成研修における就労定着支援員及び就業支援基礎研修における就労支援員への報酬加算があるが、加算のあり方については今後検討。

【就労支援担当者や人事担当者等】
・自治体等の就労支援機関
・医療機関
・教育機関
・職業安定機関
・能力開発機関
・企業

***4 就労系障害福祉サービスに携わるサービス管理責任者については、就労支援に係る専門性向上の方法を検討**

*1 企業の障害者雇用の担当者が企業在籍型ジョブコーチ養成研修を受講する際の要件としては、基礎的研修または障害者職業生活相談員資格認定講習のいずれかを受講していること。

※図内の赤字部分が、今後、新規・拡充を検討する部分となる。

雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修の構築に関する作業部会 論点等の整理について

「障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会報告書」では、福祉と雇用の切れ目のない支援を可能とするため、障害者本人と企業双方に対して必要な支援ができる専門人材の確保・育成を目指し、**障害者の就労支援に携わる人材に対する雇用・福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修**（以下「基礎的研修」という。）の確立が必要であるとの方向性が示された。これを受けて、雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修の構築に関する作業部会を開催し、基礎的研修を実施するにあたっての具体的な事項について、以下のように整理した。

基礎的研修を修了した人材の仕上がり像

- 障害者の就労を支える人材の育成は、基礎的研修のみで完結するものではなく、研修受講後の実践経験等と相まって、基礎的研修の上位の階層研修も含めて可能となるものである。
- その上で、基礎的研修はゼロステップと位置づけ、**当該研修を修了した者の仕上がり像は、障害本人及び企業双方に対して基本的な支援を開始できるレベル**とする。

カリキュラムのイメージ

- 研修に送り出す現場の負担感、一定の実践経験を積んでから学ぶことで学習効果が向上することが期待されること等を踏まえ、カリキュラムを精査するべきであり、**研修期間は3日以内（概ね900分）**とする。

受講を必須とする者の要件

- 受講を必須とする者は、**就労移行支援事業所の就労支援員、就労定着支援事業の就労定着支援員、障害者就業・生活支援センターの就業支援担当者及び生活支援担当者**とする。

実施主体

- **高齢・障害・求職者雇用支援機構**がセーフティネットとして基礎的研修を実施。
- その上で、量的な観点から民間機関を活用すべきであるが、質の担保の観点から、まずは**厚生労働大臣指定の職場適応援助者養成研修実施機関**とする。

研修実施手法

- 研修の質を確保すること等を前提として、**研修の一部にオンライン（オンデマンド方式・ライブ配信）**の活用も可能とし、各研修実施機関が研修効果等を十分に勘案した上で選択可能とする。

各研修のカリキュラム

【基礎的研修】
カリキュラムイメージ(案)

No	科目	形態	時間(分) 目安
①	就労支援の理念・目的、障害者雇用の現状と障害者雇用・福祉施策	講義	80
②	就労支援のプロセスⅠ(インテーク～職業準備性の向上のための支援)	講義	50
③	就労支援のプロセスⅡ(求職活動支援～定着支援)	講義	50
④	就労支援機関の役割と連携	講義	60
⑤	障害特性と職業的課題Ⅰ(身体障害、高次脳機能障害、難病)	講義	60
⑥	障害特性と職業的課題Ⅱ(知的障害、発達障害)	講義	60
⑦	障害特性と職業的課題Ⅲ(精神障害)	講義	60
⑧	労働関係法規の基礎知識	講義	60
⑨	企業に対する支援の基礎	講義	60
⑩	ケースマネジメントと職場定着のための生活支援・家族支援	講義	60
⑪	アセスメントの基礎	講義 演習	100
⑫	企業における障害者雇用の実際	講義	60
⑬	地域における就労支援の取組	意見交換・事例検討	90
⑭	オンライン形式での講義の振り返り	講義	50
合計時間			900分

【就業支援基礎研修(就労支援員対応型)】

No	科目	形態	時間(分)
①	障害者雇用の現状と障害者雇用施策	講義	60
②	就業支援のプロセスⅠ(インテーク～職業準備性の向上のための支援)	講義・演習	120
③	就業支援のプロセスⅡ(求職活動支援～定着支援)	講義・意見交換	120
④	就労支援機関の役割と連携	講義・意見交換	120
⑤	障害特性と職業的課題Ⅰ(身体障害、高次脳機能障害)	講義	60
⑥	障害特性と職業的課題Ⅱ(知的障害、発達障害)	講義	60
⑦	障害特性と職業的課題Ⅲ(精神障害)	講義	60
⑧	労働関係法規の基礎知識	講義	60
⑩	企業における障害者雇用の実際	講義 (見学)	90
⑨	ケーススタディ・意見交換	ケーススタディ・意見交換	150
合計時間			900分

【障害者就業・生活支援センター就業支援担当者研修】

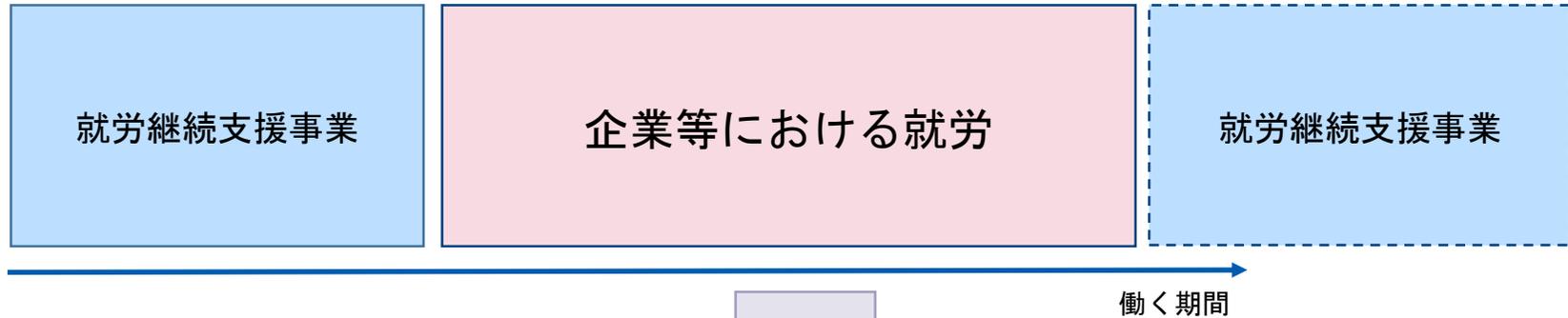
No	科目	形態	時間(分)
⑥	障害者雇用対策の概要と支援センターの役割	講義	70
⑧	就業支援におけるケースマネジメント	講義	75
⑦	関係機関との連携と地域ネットワークの活用	話題提供・意見交換	190
③	障害特性と職業的課題Ⅲ(身体障害・高次脳機能障害・難病)	講義	80
①	障害特性と職業的課題Ⅰ(知的障害・発達障害)	講義	80
②	障害特性と職業的課題Ⅱ(精神障害)	講義	80
⑤	労働関係法規の基礎知識	講義	70
⑨	事業主支援の基礎理解	講義	75
⑫	【選択講座】 課題分析の概要と実践	講義・演習	160
⑬	【選択講座】 相談・評価場面における支援ソールの活用	(希望により1つを選択)	160
④	職場における雇用管理の実際	講義	90
⑪	ケーススタディ	事例検討	180
⑩	職場定着のための取組み	講義	75
合計時間			1,065分 (1,225分)

【職場適応援助者養成研修】

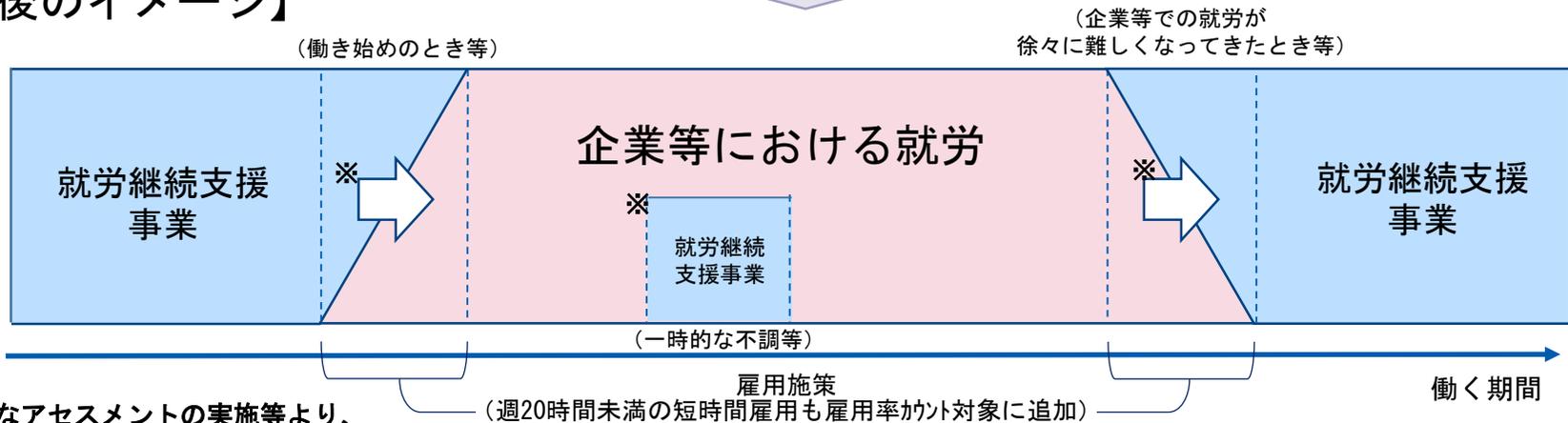
No	科目	形態	時間(分)	共通/訪問型/企業在籍型
③	職場適応援助者の役割	講義	60~120 60~120	共通、訪問型・企業在籍型
⑦企	社会福祉の現状	講義 (見学)	60~180	企業在籍型
①・②	職業リハビリテーションの理念と就労支援のプロセス	講義	60~120	共通
⑬	地域における関係機関の役割とネットワークの活用	講義	60~120 60~120	共通、訪問型・企業在籍型
④	障害特性と職業的課題	講義	180~300	共通
⑤	就労支援に関する制度	講義	60~180	共通
⑦訪	企業文化の理解	講義 (見学)	60~180	訪問型
⑭	ケアマネジメントと職場定着のための生活・家族支援	講義	60~180	共通
⑧	アセスメントの視点と支援計画に関する理解	講義 演習	60~120 120~240	共通、訪問型・企業在籍型
⑥	職場における雇用管理	講義	60~120	共通
⑮	ケースから学ぶジョブコーチ支援の実際	事例研究	120~240	共通
⑨	企業へのアプローチと事業所における調整方法 事業所内における調整	講義 演習	120~240	訪問型 企業在籍型
⑩	事業所での支援方法の基礎理解	講義 演習	180~360	共通
⑪	職務分析と行動観察、作業指導	講義 演習	240~360	共通
⑫	支援記録の作成	講義 (演習)	60~180	共通
⑯	事業所における職場適応援助者の支援の実際	実習	420~480	共通
合計時間				2,520分(JEED)
※JEED:うち集合研修分 1,590分。うち実技研修分930分。				

企業等における就労と就労継続支援事業の関係について（イメージ）
 （障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会報告書
 別添資料3 障害者の就労支援体系の在り方に関するワーキンググループ
 これまでの議論等の整理 別紙2）

【現行】



【今後のイメージ】



※ 十分なアセスメントの実施等より、
取組の必要性等を精査

【今後の検討に当たって、ワーキンググループでの主な指摘事項】

- ・ 障害者本人や企業等の意向等を踏まえ、その目的、必要性、具体的な支援内容を精査するプロセスを組み込むことが必要であり、これらを把握、整理する上で、障害者本人を中心に、十分なアセスメントを実施することが重要
- ・ 企業等にとっても、一時的な不調等により立て直し等が必要な方が一定期間福祉施策を併用して働き続ける取組は必要であるが、企業等が安易に併用を選択することがないように、留意する必要がある
- ・ あくまでも企業等での就労に軸足を置いた対策として、徐々に軸足を就労先企業に移していくといった明確な方針もとで制度設計すべき
- ・ 永続的なものとなると、障害者本人にとっても負担がかかる懸念がある。併用できる期間を区切るなど、従来の「就労継続支援事業」とは異なる運用をすべき
- ・ 就労継続支援事業の定義が「通常の事業所で雇用されることが困難な障害者について、必要な訓練を行う事業」となっていることとの法令上の整理が必要

今後の地域の関係機関の連携イメージ

